

設置の趣旨等を記載した書類

<目次>

1. 設置の趣旨及び必要性-----	p. 3
1-1 大阪医科大学の沿革-----	p. 3
1-2 大学院を取り巻く環境及び今後の課題-----	p. 4
1-3 設置の趣旨-----	p. 5
1-4 設置の必要性-----	p. 6
1-5 教育研究上の目的-----	p. 8
1-6 育成する人物像-----	p. 8
1-7 修了後の進路-----	p. 9
2. 修士課程のみを設置する理由-----	p. 10
3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称-----	p. 10
4. 教育課程の編成の考え方及び特色-----	p. 10
4-1 医科学専攻-----	p. 10
4-2 コースの設置-----	p. 12
4-3 研究科共通科目-----	p. 13
5. 教員組織の編成の考え方及び特色-----	p. 13
5-1 教員組織編成-----	p. 13
5-2 教員組織体制-----	p. 13
5-3 教員年齢構成-----	p. 14
6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件-----	p. 14
6-1 教育方法-----	p. 14
6-2 履修指導の方法-----	p. 14
6-3 研究指導の方法とスケジュール-----	p. 15
6-4 修了要件-----	p. 15
6-5 学位論文審査体制-----	p. 15
6-6 研究の倫理審査体制-----	p. 16
7. 施設・設備等の整備計画-----	p. 16

7-1	施設・設備について-----	p. 16
7-2	図書について-----	p. 17
8.	既設の学部との関係-----	p. 17
9.	入学者選抜の概要-----	p. 18
9-1	求める人材-----	p. 18
9-2	出願資格-----	p. 19
9-3	選抜方法-----	p. 19
10.	大学院設置基準第14条による教育方法の実施-----	p. 20
10-1	修業年限-----	p. 20
10-2	履修指導及び研究指導の方法-----	p. 20
10-3	授業の実施方法-----	p. 20
10-4	教員の負担の程度-----	p. 20
10-5	図書館・情報処理施設等の利用方法や 学生の厚生に対する配慮-----	p. 21
10-6	入学者選抜の概要-----	p. 21
11.	管理運営-----	p. 21
12.	自己点検・評価-----	p. 22
12-1	実施方法・体制-----	p. 22
12-2	結果の公表・活用-----	p. 22
12-3	認証評価-----	p. 23
13.	情報の公表-----	p. 23
14.	教育内容等の改善のための組織的な研修等-----	p. 23

1. 設置の趣旨及び必要性

1-1 大阪医科大学の沿革

大阪医科大学（以下、「本学」）は、昭和2年（1927年）に我が国で初めての5年制医育機関である財団法人大阪高等医学専門学校として大阪市東淀川区下新庄に設置された仮校舎で発足し、昭和5年に現在の高槻市に設立された。創立者である吉津度は、大阪高等医学専門学校設置計画書において「医育機関の使命は医学教育と医学研究であり、またその研究は実地の医療に活かすことで完成する」を建学の精神として唱え、附属病院を備えた大阪高等医学専門学校を設立した。また、平成28年には学是を「至誠仁術」と定めた。

また、設立時において、看護師・助産師の育成、病院退院後の回復期施設や地域医療のための診療所の必要性などについても述べている。さらには、本学設立時の我が国では、アジアやブラジルへの海外移民政策が推進され、現地での医師不足が問題となっていた。そのような社会的背景から、学歌にも謳われているように、本学は国内のみならず海外移民団に同行する医師の養成も視野に入れて創立された。

この創立当初の理念に従い、平成21年に大阪医科大学健康科学クリニック、平成22年に看護学部（附属看護専門学校を閉校）、平成27年には回復期病床の充実を念頭に大阪医科大学三島南病院を開設し発展してきた。また、平成10年には、本学の卒業生である元外務大臣中山太郎氏により本学に中山国際医学医療交流センターが設置され、国際交流協定のもとカウンターパート方式で交互に学生や教員の国際交流を盛んに行っている。

昭和34年に大学院医学研究科（博士課程）を設置して以来、文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」「大学病院連携型高度医療人育成推進事業（近畿圏循環型医療人キャリア形成プログラム）」及び「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」等に参画しながら、新たなカリキュラムを構築するなど、継続的に大学院改革を行い、高度医学研究者及び高度医療人の育成のための教育研究を実施している。その成果として、小規模な医療系大学ながら、本学は日本医療研究開発機構AMEDの「医工連携事業化推進化事業」にこれまで6件が採択されている。また、「オミックス医療に向けた口腔内細菌叢研究とライフコース疫学研究融合による少子高齢中核市活性化モデル創出」が文部科学省平成29年度『私立大学研究ブランディング事業』として選定され、高槻市を中心とする北摂地域における産学官連携で中心的な役割を果たしている。

平成26年に大学院看護学研究科博士前期課程と博士後期課程が同時に設置され、医学部と看護学部、大学院医学研究科と看護学研究科を有する大学となった。同年、学校法人高槻高等学校と、さらに平成28年には大阪薬科大学と法人合併を行い、学校法人大阪医科薬科大学が誕生した。将来的には大学合併により、医・薬・看3つの学部・研究科を有する医療系大学となることを計画している。

本学は建学以来90年にわたり約9,000名の医師と約4,500名の看護師、2,235名の博士（医学）、21名の修士（看護学）及び10名の博士（看護学）を社会に輩出している。

1-2 大学院を取り巻く環境及び今後の課題

大学院教育に関しては、中央教育審議会が「我が国の高等教育の将来像」（平成 17 年 1 月 28 日）や「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」（平成 17 年 9 月 5 日）の答申において、知識基盤社会における大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）と国際的な通用性、信頼性（大学院教育の質の確保）の向上を求めた。文部科学省は、その答申に基づき「大学院教育振興施策要綱」（平成 18 年 3 月 30 日）を策定し、大学院教育の改革について体系的かつ集中的な施策展開を図っている。その後、「17 年大学院答申」に掲げた大学院教育の実質化等の進捗状況や課題が検証され、平成 23 年 1 月 31 日に中央教育審議会より「グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～」の答申が公表された。「23 年大学院答申」において、改善の方向性として、大学院教育における社会との連携やキャリアパスの確保等を重視し、「産学官が協力し国内外の多様な社会の要請に的確に応える開かれた体系的な教育の展開」「社会人や外国人学生を含む多様な学生が将来の見通しを持って互いに切磋琢磨する環境の整備」が掲げられた。そのための方策として、産業界や地域社会等の多様な機関と連携して多様なキャリアパスを確立すること、日本人・外国人学生の垣根を超えた協働教育の推進等が挙げられている。後者においては、我が国の学生を積極的に海外へ送り出し、欧米のみならずアジア地域の大学間交流を一層充実させることが求められている。【資料 1 「我が国の高等教育の将来像」】【資料 2 「新時代の大学院教育」】【資料 3 「グローバル化社会の大学院教育」】

医療系大学院については、「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」（平成 17 年 9 月 5 日）の答申において、「医療系大学院は、従来、研究者として自立するに必要な研究能力を培い、医学・医療における特定の専門分野について深い研究を行い得る研究者の養成を行い、また、学術研究を遂行することを主たる目的としていた。しかし、現在における医療系大学院は、これら研究者のみならず高度の専門性を必要とされる業務に必要な能力と研究マインドを涵養することも求められ、医療系大学院が果たすべき機能は多様化している。したがって、専攻や分野の別を超えて、大学院の目的と教育内容を明確にし、組織的に教育活動を計画することが重要である」と指摘されている。

医学系大学院（修士課程）については、同「17 年大学院答申」は「医学系の修士課程の大学院は、医学部卒業者以外を対象とし、当該課程修了後に医学系の博士課程に進むことを想定して設置されているが、実際には、課程本来の目的に沿って、4 年の医学の博士課程と合わせた研究者養成のプロセスを担っている面と、医学に関する専門知識を有し、幅広く医療関連分野で活躍する高度専門職業人の育成を担っているという両面があり、このような現状に対応した教育が必要である」と指摘している。また、公衆衛生分野の大学院については、「医療疫学、医療経済、予防医療、国際保健、病院管理等の幅広い分野を含む公衆衛生分野の大学院については、高齢化等の進展に対応して、また、医学、歯学、薬学等

のヒトを対象とした臨床研究・疫学研究の推進を図るためにも、公衆衛生分野における高度専門職業人の育成が課題となっている」と指摘している。

近年我が国の医療系大学院を取り巻く状況は大きく変化しており、学生が専門資格取得のみに重きを置く傾向があり、生命科学や医療技術の発展が著しいにもかかわらず医療系大学院において研究者を志す学生が減少している。それに対する医療系大学院の改善策として、「23年大学院答申」において、「他の医療機関や研究機関、学内外の他専攻等と有機的に連携し、面的に広がりのある教育の展開が求められる」と指摘されている。

グローバル化や知識基盤社会が進展する中、多様な社会の要請に応え、国内外の様々な分野で活躍できる人材を養成するために、時代に即した大学院教育の強化が急務である。

1-3 設置の趣旨

本学は建学の精神に基づき、「人類の健康と福祉向上に役立ち、国際的視野を持つ最良の医療専門職、教育者、あるいは研究者として活躍する人材の育成」を使命としてきた。また、昭和34年の設置以来、本学の大学院医学研究科は「医学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」ことを目的として、医学研究者及び高度医療人の養成を行ってきた。そのために、共通科目「統合講義」において研究者として不可欠な研究倫理、安全対策、実験動物取扱等について学修し、共通科目「基礎研究法実習」では基本的な実験・研究手法を修得し、専攻授業科目では講義・演習・実習を通して、自立した研究者となるのに必要な各分野における知識・技術を修得するとともに、学会発表や学位論文作成に関する指導が受けられるよう、コースワークの充実を含む大学院の実質化（教育課程の強化）に向けた改革を継続的に行ってきた。また、海外留学希望者に対しては、適正な審査を経て、本学独自の奨学金を付与する制度が整っている。

また、本学は近隣の関西大学、大阪薬科大学との間で三大学医工薬連環科学教育研究機構を設置し、学部教育のみならず大学院における教育・研究において学生・教員の交流を行っており、大学や専攻分野を越えた学際的な研究を推進させる土壌がある。特に、医療素材分野において産業界との連携に優れた実績を挙げており、AMEDの「医工連携事業化推進化事業」の採択にも反映されている。

本学が所在する大阪府高槻市は大阪市と京都市の間に位置し、ベッドタウンとして発展する人口約35万人の中核市である。本学附属病院は、「特定機能病院」「地域連携がん拠点病院」「エイズ拠点病院」「災害拠点病院」「大阪府地域周産期母子医療センター」の役割と、中核市としての市民病院的な役割を担っている。また、本学は、未病の発見と健康寿命の延伸に取り組む大阪医科大学健康科学クリニック、様々な発達障害児の診療・支援に取り組むLD（Learning Disorders）センター、回復・慢性期医療の充実した大阪医科大学三島南病院、及び訪問看護ステーションを有している。さらに、本学の構内に、次世代における有力ながん治療法として注目されている関西 BNCT（ホウ素中性子捕捉療法）共同

医療センターが開設された。したがって、本学には健康の維持増進、疾病の予防、最先端治療、疾病回復、看取りまでの一連した教育研究が可能な環境が整備されている。また、『私立大学研究ブランディング事業』に選定された「オミックス医療に向けた口腔内細菌叢研究とライフコース疫学研究融合による少子高齢中核市活性化モデル創出」においては、健康寿命を伸ばすための「たかつきモデル」を掲げ、オーラルケアとゲノム（遺伝情報）を切り口に、「次世代オミックス医療研究拠点」を本学に設け、行政や地元企業と連携して、本事業の成果として「健康増進プログラムの地域住民への提供」「健康増進施策の行政への提言」及び「産学連携による研究成果の事業化」により、高槻市の健康寿命をのばし、地域を活性化させるモデル作りに取り組んでいる。

平成 23 年の東日本大震災では、本学から、医師・看護師・技術員・事務職員で結成された JMAT（日本医師会災害医療チーム）が派遣され、岩手県大槌高校を拠点として、被災地の病院や診療所・救護所の医療支援を行なった。また、平成 24 年には本学において最初の DMAT（災害派遣医療チーム）が編成された。平成 28 年の熊本地震では、本学の DMAT は 4 月 16 日～19 日の期間、熊本赤十字病院を活動拠点とし、患者搬送や病院支援等の医療支援活動を行なった。

本学の中山国際医学医療交流センターは、これまでは主に医学部生・看護学部生の国際交流を通して国際的視野の涵養に寄与してきた。具体的には、米国・ハワイ大学、ロシア・アムール医科アカデミー、タイ・マヒドン大学、中国医科大学、台北医学大学、韓国カソリック大学、ソウル国立大学及びシンガポール国立大学医学部等と国際交流協定のもとカウンターパート方式で交互に学生の留学を実施しており、これらの研修は臨床実習として認められている。欧米先進国ではなく、アジア地域各国の大学との交流が充実していることが本学の国際交流の特徴である。現在、国際交流を学部生から大学院生・教員・研究レベルに広げるため、中山国際医学医療交流センターの機能を強化すべく、教員の増員を含む組織・人員の拡充を図っているところである。

こうした実績及び歴史的・地域的特性をふまえ、本学では、人材養成と実学研究重視を掲げた建学の精神のもと、社会と連携し、多様なキャリアパスに対応した教育を展開することを目指して、医学研究科修士課程を設置し、知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養と国際感覚を有する人材を養成する。多面的な思考を基盤とした学識を持った人材を養成することで、医療、保健、福祉、社会の安全・安心、教育、産業の分野において社会に貢献することを医学研究科修士課程設置の趣旨とする。

なお、医学研究科修士課程（定員 4 名）の設置に伴い、既設の医学研究科博士課程の定員を 54 名から 50 名に削減する。

1-4 設置の必要性

医療技術が進歩し産業・社会構造が急速に変化する中で、現在の医療や教育の現場において、様々な学問分野との学際的な研究や教育を通して、多面的かつ複合的な視点を持つ

た人材の育成が喫緊の課題である。同様の課題は工学系の分野でも挙げられており、文部科学省の平成 30 年度未来価値創造人材育成プログラム「Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業 未来価値創造人材プログラム」の「(b) 科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成」事業において、工学部系の学部・大学院に医学・医療系等の教育を連結したプログラムの設置が推奨されている。【資料 4 未来価値創造人材育成プログラム】

本学は関西大学、大阪薬科大学との間で三大学医工薬連環科学教育研究機構を設置している。大阪薬科大学とは法人合併に続いて大学合併が計画されており、今後は大学院教育においても連携が強化されることは確実である。また、現在、関西大学工学部との間でも共同研究や大学院講義への講師の相互派遣等が行われている。今後、本学と他大学・他学部との間で単位互換等による大学院教育の連携を強化し、学際領域の研究をさらに進展させるには、本学に医学研究科修士課程を設置することが有効である。また、工学部から医学研究科修士課程を経て工学研究科博士後期課程に進学、あるいは工・理学部から医学研究科修士課程を経て医療機器・素材関連企業に就職といったキャリアパスの提供が可能となる。工学部等の出身者に最新の医科学に関する知識・研究法を修得する機会を提供することにより、社会で必要とされる高度専門職人材の養成に寄与するものである。

工学・薬学系の大学出身者のみならず、病院に勤務するコメディカル等にも医療系大学院への進学を希望する者が一定数存在している。現在、本学附属病院に勤務する 3 名のコメディカルが本学大学院医学研究科博士課程に在籍しているが、大学院博士課程の受験・入学資格を得るために、他大学の修士課程を修了する必要があった。本学に医学研究科修士課程が設置されれば、本学附属病院のみならず近隣の中規模病院に勤務するコメディカルにも、生活に大きな負担をかけることなく、高度な学識や研究法を修得する機会を提供することが可能となる。今後の医療現場においては、コメディカルも医師・看護師・薬剤師と共に、チーム医療の一員として積極的に意見や方策を提案することが求められる。そのような資質を有する人材を養成することは、地域医療のニーズに応えるものである。

我が国の急速な少子・高齢化は周知のことであるが、本学が所在する高槻市においても急激な都市型超高齢化社会が進行しており、2030 年度には人口は現在の 35 万人から 29 万人へと減少し、高齢化率は現在の 30%から 40%に達すると推計されている。また、グローバル化が進み、地域の外国人在住者も増加している（平成 28 年 12 月 31 日現在の外国人登録者数：大阪府内 217,656 人（人口の 2.5%）、高槻市内 2,983 人（同 0.8%））。このような地域で、医学・医療が社会と接点を持つ医療・保健・福祉の現場や行政に従事する人材には、医学全般に関する知識、特に公衆衛生学と行動科学分野の深い学識、及び外国語を含むコミュニケーション力等の資質が求められる。また、最大深度 6 弱を記録した平成 30 年 6 月 18 日の大阪府北部地震では、高槻市を中心とする北摂地域に大きな被害がもたらされた。このような災害時において、急性期から慢性期、復興期にわたる救援派遣や後方支援を効率的に実施・管理できる人材の養成には、職種を横断した教育プログラムが必要である。以上より、保健医療や広く社会の安全・安心に関わる人材を養成することは、地域の

保健・福祉の現場や行政機関において喫緊の課題であり、疫学や医療統計学を含む公衆衛生学、行動科学、人的・自然災害時における医療・災害危機管理に関する知識と研究能力を有する人材を養成するために、医学研究科修士課程を設置する必要がある。

グローバル化社会に貢献することは、建学の精神に基づき、本学の設立時からの使命である。本学は中山国際医学医療交流センターを通して、特にアジア地域諸国の大学の医学・看護学部との連携を深めてきた。その連携を他学部出身者あるいは大学院に広げるには、医学研究科修士課程を設置する必要がある。単位互換制度による大学院生の相互交流、それによる国際経験の蓄積は、専門分野での学識にとどまらないグローバル人材に不可欠な資質の育成も可能とする。また、アジア地域からの幅広い学部出身者の入学を受け入れることにより、アジア地域の発展に寄与できるのみならず、本学自体の国際化・多様化にも資することが期待される。

現在、関西圏における大学院医学研究科修士課程の設置状況は、国立4校（1校は看護学専攻のみ）と公立4校であり、私立大学には1校もない。

以上より、本学に医学研究科修士課程を設置する意義は深く、その緊急性も高い。本課程修了者は、我が国と地域のみならず、グローバルに医療、保健、福祉、社会の安全・安心、教育、産業の分野において広く社会に貢献するものと考えられる。

1-5 教育研究上の目的

本学は「医育機関の使命は医学教育と医学研究であり、またその研究は実地の医療に活かすことで完成する」を建学の精神とし、大学院医学研究科においては「医学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」を目的としてきた。

それらを踏まえ、表1に示す目的のもとに医学研究科修士課程を設置する。

(表1 教育目標)

医学研究科修士課程の教育目標
(1) 豊かな人間性、社会性、国際性、学識を備えた知的素養の涵養を図る。
(2) 専門分野や社会において自立して研究活動を行うに必要な能力の基盤を培う。
(3) 修得した学識や研究能力を他分野、地域社会、国際社会において発揮する能力を培う。

1-6 育成する人物像

医学研究科修士課程では、多分野連携の進む知識基盤社会、少子・高齢化の進む地域社会、グローバル化社会を支える学識、人間性、研究能力を備えた保健医療従事者、教育研究者、企業人の育成を目指している。

(表2 ディプロマポリシー (学位授与の方針))

ディプロマポリシー (学位授与の方針)
大阪医科大学大学院医学研究科では、大学院学則に定める期間在学し、所定の単位と下記の能力を修得し、学位論文の審査を経た者に学位「修士 (医科学)」を授与します。 (1) 医学・医療に関する確かな知識と研究能力を身につけている (2) 研究活動を通して専門分野や社会の発展に寄与できる (3) 科学的根拠や研究的視点に基づく提言力、指導力、統率力を発揮できる
学位授与基準 2年の在学年限あるいはそれ以上在学して30単位以上を修得するとともに必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には修士 (医科学) の学位を授与します。
学位論文審査基準 学位論文の審査は、以下の項目について行われます。 1. 研究に独創性・新規性がある 2. 研究目的が合理的である 3. 研究計画、研究方法、結果の解析・解釈が妥当である 4. 研究結果に発展性があり、当該分野に学術・応用面で貢献する 5. 研究の背景・意義をよく理解し、発表において明瞭に説明できる 6. 発表・質疑応答が論理的・明晰である

表2のディプロマポリシーを達成するために、医学研究科修士課程 (定員4名) には、医療科学コース (①医療分野での研究を希望する工学部等の理系学部出身者、②地域の医療機関に勤務するコメディカル等を対象) と社会健康医療学コース (①公衆衛生学・行動科学・医療統計学などの専門職や医学研究科博士課程進学を目指す大学出身者あるいは看護学研究科博士後期課程を目指す看護学部出身者、②地方自治体において保健医療や社会の安全・安心に係わる地域行政の担当者 (医療資格の有無を問わず)、③地域において医療・保健・福祉の現場に従事する者等を対象) の2コースを設ける。

1-7 修了後の進路

医療科学コース修了者のうち、工学系学部出身者は医療機器・素材関連企業に就職するか、工学研究科博士後期課程に進学する者が多いと考えられる。病院に勤務しながら修了したコメディカルは元の職場に復帰するものと考えられる。修了後、本学医学研究科博士課程の高度医療人養成コース等に進学し、博士 (医学) の取得を目指すことも可能である。

社会健康医療学コースを修了した4年制大学出身者は、保健医療機関（総合病院、保健所、保健センター等）での実践者や指導者として活躍できる。また、行政機関やヘルスサービス関連企業に進むこともできる。保健医療機関や行政機関に勤務しながら修了した者は、元の職場に復帰するものと考えられる。また、本学医学研究科博士課程の予防・社会医学研究コースに進学し、博士（医学）を取得し、公衆衛生学・行動科学・医療統計学等の教育研究者を目指すことも可能である。

2. 修士課程のみを設置する理由

修士課程のみを設置する理由は、本学には6年制大学出身者や修士取得者が進学可能な大学院医学研究科博士課程がすでに存在しているからである。したがって、修士課程修了者がより高度な知識・研究法の学修を希望する場合には、大学院医学研究科博士課程への進学が可能である。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

この度設置する修士課程の研究科と専攻の名称は「医学研究科医科学専攻」とする。既設の博士課程は医学研究科医学専攻であり、同じ研究科内に異なった専攻名で修士課程を設置することとなる。授与する学位の名称は「修士（医科学）」とする。また、英語名称については、国際的な通用性に留意して表記する。

以下に、修士課程と博士課程とを対比させて、各名称を示す。

修士課程（新設）

研究科：医学研究科 Graduate School of Medicine

専攻：医科学 Division of Medical Science Research

学位：修士（医科学） Master of Medical Science

博士課程（既設）

研究科：医学研究科 Graduate School of Medicine

専攻：医学 Division of Medical Research

学位：博士（医学） Doctor of Philosophy in Medicine

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

4-1 医科学専攻

本修士課程は、人材養成と実学研究重視を掲げた建学の精神のもと、「医学の理論及び応

用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」を目的として、社会、医療、教育研究の現場において活躍できる学識、人間性、研究能力を備えた保健医療従事者、研究者、企業人を養成するため、多様なキャリアパスに対応した教育課程をカリキュラムポリシー（表 3）に基づいて編成する。

（表 3 カリキュラムポリシー（教育課程編成の方針））

カリキュラムポリシー（教育課程編成の方針）
<p>大阪医科大学大学院医学研究科修士課程は、医学の理論及び応用を教授研究し、専門分野や社会の進展に寄与するために必要な研究能力及びその基礎となる学識を養うことを目的とし、2年間でディプロマポリシー（学位授与の方針）を達成するために、以下のカリキュラムを編成・実施しています。</p>
<p>1. 共通科目「統合講義」</p> <p>本講義は第 1 学年必修科目であり、研究者として不可欠な「研究倫理」「安全対策」「実験動物」「学位論文の書き方」などについて学修する。本科目に含まれる研究経過報告では、博士課程を含む全学生が、他の学生や指導教員以外の教員に対して研究内容を発表し討論することで、自らの研究に対する理解を深め、今後の研究方針を定めるのに役立つ。</p>
<p>2. 共通科目</p> <p>医学に関する基礎的な学識を修得するため、基礎医学、臨床医学、社会医学の各領域と医療統計学に関する講義科目を設置する。</p>
<p>3. コース科目</p> <p>医療科学コースでは、医療分野における最先端の学識・研究法を修得するため、先端医療や研究室の現場を活用した演習を中心とする科目を設置する。社会健康医療学コースでは、医療と社会の接点における諸問題を理解し、解決するために必要な視野・学識を修得するため、地域医療・福祉、医療・災害管理、行動科学、医療統計学等に関する講義・演習を設置する。</p>
<p>4. 特別研究</p> <p>主・副指導教員による多角的、効果的な研究指導が行えるよう、集団指導体制をとる。</p>
<p>5. 社会人の受け入れ</p> <p>社会人等のニーズに応えるため、社会人入学制度、長期履修制度を設け、授業開講時間や修業年限の弾力化を図る。</p>

既設の医学専攻（博士課程）では 1 専攻の下に 5 コース（予防・社会医学研究コース、生命科学研究コース、高度医療人養成コース、再生医療研究コース、先端医療研究コース）

が設置されている。これにより、講義・演習等において授業科目（教室）間で柔軟に連携し、学生の教育・指導に参画できる体制が確立している。

医科学専攻は1専攻2コースとし、同様の柔軟な体制で、社会の多様な分野で活躍する人材の養成に対応できる目的別のコースにおいて教育研究を展開する。

本学は中山国際医学医療交流センターを通して、特にアジア地域諸国の大学との連携を深めてきた実績がある。単位互換制度により本課程の学生がこれらの国々で長期にわたる研究を実施し、また将来的には外国人学生を本課程に受け入れることも想定している。

留学生に対する指導に関しては、本修士課程においては、演習科目は英語での対応・指導が可能であり、特別研究では英語による修士論文作成指導も可能である。ただし、多くの講義科目と研究科共通科目「統合講義」は英語での開講は困難であると考えられる。これらに対しては、担当教員や指導教員・副指導教員による個別の補講やバックアップを行っていく。

また、留学生の生活支援については、宿舎の斡旋、本学及び本学同窓会が有する独自の奨学金制度の活用、規程改正による授業料の減免措置などを予定している。日本語能力が十分とはいえない学生に対する日常生活支援の体制については、個々の学生の要望に合わせて、指導教員を中心に整えていく。

4-2 コースの設置

医科学専攻の下に2コースを設置することにより、各コースにおいて養成する人材に沿った教育内容を編成する（表4）。医科学専攻の定員を4名とし、各コースの定員は設けない。どちらかのコースに学生数の偏りが生じた場合でも、コース科目の講義・演習で使用する講義室・施設は十分な広さと設備を確保している。また、特別研究においても、担当教員15名のうち、医療科学コース担当が8名、社会健康医療学コース担当が7名であり、適切な指導が可能である。

（表4 コースの概要）

コース	概要
医療科学コース	医療分野における最先端の学識・研究法を備え、先端医療の現場や医療機器・素材開発の分野で活躍する人材を養成することを目的とする。 本コースでは、人体の正常な構造・機能、それが破綻して生じる病気のメカニズム、主要な疾患の予防・治療法等に関する最新の知見を学修し、研究に必要な基本的実験・研究法等について学び、研究能力を培う。さらに、修得した知識・技術を、実地のチーム医療や機器・素材開発で活用できる能力を養成することを目指す。
社会健康医療学コース	公衆衛生学・疫学・行動科学、医療統計学、あるいは災害医療における最先端の学識・研究法を備え、保健医療、行政、教育研究の分野で活

	<p>躍する人材を養成することを目的とする。</p> <p>本コースでは、地域保健・福祉、介護、産業衛生、行動科学、医療統計学、医療・災害危機管理等に関する最新の知見を学修し、研究に必要な基本的研究法やデータ解析法等について学び、研究能力を培う。さらに、修得した知識・技術を、実地の保健・福祉や行政で活用できる能力を養成することを目指す。</p>
--	---

4-3 研究科共通科目

本学医学研究科においては、倫理観、高度の医学知識及び研究能力を身に付けた人材の養成を目指すにあたり、その導入教育として、あらゆる医療分野の研究に必要な基本的知識、考え方及び研究規範を修得するとともに、各自の専門分野以外の講義を多角的に履修するための必修科目として「統合講義」（10単位）を設けている。講義内容としては、研究者倫理、個人情報管理、実験動物取扱、微生物・遺伝子組換え生物取扱、研究室安全管理、医療統計学の基礎、産学連携等に関する講義、基礎・社会医学系教員による基礎医学講座等である。その他、全学生に必須の研究経過報告と研究成果発表会も「統合講義」に組み込まれている。

医科学専攻修士課程を設置するにあたり、本講義を研究科共通の必修科目として位置づけ、医学分野に関する基礎的素養の涵養に配慮し、入学後の速やかな医学研究活動の開始を目指す。加えて、医学専攻博士課程の学生（大半が医師）と共に受講し、互いの研究成果を評価し合うことにより、人的交流が促進されるのみならず、互いの研究活動を刺激する効果も期待される。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

5-1 教員組織編成

本課程の教員組織は113名の専任教員で構成する。教授26名、准教授21名、講師34名、助教32名で構成され、全員が博士号を取得している。幅広い分野の基礎・臨床研究の最前線で活躍する教員を配置し、医学系分野を専門的かつ横断的に教授できる体制を構築する。

共通科目「統合講義」と専門科目を各領域の専門家によるオムニバス形式やゼミ形式とすることで教育内容の充実を図る。

研究指導を担当する教員は、主研究指導教員として教授・准教授を配置し、副研究指導教員とともに研究指導が可能となる体制とする。

5-2 教員組織体制

本課程の全専任教員は、本学医学部及び大学院医学研究科医学専攻（博士課程）の教員

を兼務している。共通科目 10 単位分を研究科共通とすることは、教員の負担軽減にも寄与している。また、専門科目の講義・演習にオムニバス形式を採用し、各科目には科目責任者を置く。科目責任者は授業内容、授業内容に適した教員の配置、成績評価等を統括する。担当教員の配置においては、学部や博士課程における各教員の負担も考慮し、本課程の運営に支障をきたすことなく、各教員の研究活動や学部教育・博士課程教育の質を維持する。

5-3 教員年齢構成

本課程の教員組織は、開設年度において、30 歳代 12 名、40 歳代 38 名、50 歳代 55 名、60 歳代 8 名の教員で構成される。教員の年齢構成のバランスからみて、将来にわたって教育研究の水準と活性を維持・向上することが可能な教員組織になっている。なお、本学の「大阪医科大学定年規程」では、教員の定年は満 65 歳と規定されている。【資料 5 大阪医科大学大学院医学研究科 教員年齢構成表】【資料 6 大阪医科大学定年規程】

6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

6-1 教育方法

本課程では、授業科目を「必修科目」「専門科目」「特別研究」に分類して教育を行う。授業内容に応じて講義と演習の 2 形態とする。

必修科目である「統合講義」（10 単位）においては、あらゆる医療分野の研究に必要な基本的知識、考え方、及び研究規範を教授するとともに、各学生が自らの研究計画・結果等についてプレゼンテーションし、相互に評価する場とする。

専門科目（12 単位以上）においては、共通科目（8 単位以上）とコース科目（4 単位以上）の講義・演習を通して、基礎的なレベルから最新の理論及び研究技法について教授する。

特別研究（8 単位）では、1 年次より関心領域の文献検討と現状の分析を行い、課題を抽出し、テーマ設定を明確にして研究計画書を作成するよう指導する。研究の一連のプロセスにおいて、主研究指導教員と副研究指導教員による研究指導体制をとる。

6-2 履修指導の方法

本課程では、必修科目「統合講義」を 1 年次で履修しつつ、専門科目も 1、2 年次において履修し、基本的知識と研究技法をコースワークで修得する。また、より早期から研究活動の開始が可能となるよう、1 年次から研究指導を担当する教員を学生に配置する。なお、研究指導教員は、学生の希望を尊重し、相談に応じながら、入学から修了までの履修計画について指導する。

入学時に履修に関するオリエンテーションを実施し、教育課程、履修方法、履修モデル、時間割、研究指導の進め方等について説明を行う。また、学生の入学目的、研究目的等を指導教員との個別面談等により再確認し、それに沿った適切な履修モデルを提供する。【資料 7 履修モデル】

6-3 研究指導の方法とスケジュール

研究指導教員は、特別研究において論文作成するための研究指導を行う。また、研究指導教員による日常的な個別指導に加え、各研究領域（教室）における研究報告会等に定期的に参加し、多面的な批判、意見交換、アドバイス等を受けながら研究を進める。【資料 8 医学研究科修士課程修了までのスケジュール】

本課程においては、学生は研究指導教員のもと、1年次の6月上旬までに研究計画の立案と「研究計画書」の作成・提出を行う。その後、必要であれば倫理審査を受け、承認された後に研究活動を開始する。1年次後期後半には「研究経過報告」で、研究計画の概略とそれまでの進捗状況について、指導教員以外の教員と修士・博士課程の全学生に対して発表し、質疑応答を行う。報告会での意見等も参考に、研究指導教員のもとで再び「研究計画書」を作成し、2年次の6月上旬までに提出する。2年次1月に修士論文を医学研究科長に提出し、公開で論文発表を行い、同時に審査を受ける。

6-4 修了要件

本課程では、所定の在学年限を満たし、表 5 の所定単位を修得するとともに必要な研究指導を受け、学位論文を提出し審査を経て、最終試験に合格しなければならない。

(表 5 修了に必要な単位)

コース	概要
医療科学 コース	以下の①～③を満たし 30 単位以上 ①「必修科目（統合講義）」10 単位 ②「専門科目」から 12 単位（共通科目 8 単位、コース科目 4 単位）以上 ③「特別研究」8 単位
社会健康 医療学コース	以下の①～③を満たし 30 単位以上 ①「必修科目（統合講義）」10 単位 ②「専門科目」から 12 単位（共通科目 8 単位、コース科目 4 単位）以上 ③「特別研究」8 単位

6-5 学位論文審査体制

修士論文の審査は「大阪医科大学大学院学位規程」に則り、以下の方法により行う。【資料 9 大阪医科大学大学院学位規程】

(1) 論文の提出（同規程第 4 条）

学生は修士論文を医学研究科長に提出する。提出された論文については、まず医学研究科大学院委員会にて基準を満たしているか審査され、次いで医学研究科教授会において受理の可否が判断される。

(2) 審査委員会の構成及び審査の実施（同規程第 6～12 条）

医学研究科教授会は、論文ごとに学位論文審査委員会の委員（主査 1 名、副査 2 名）を定める。ただし、主研究指導教員は審査委員には選出されない。審査委員は基本的に本学医学研究科の教員が務める。

審査委員は最終試験の委員を兼ねる。最終試験は、学位論文の審査を終了した者に対し、学位論文を中心としてこれと関連のある科目について、口頭または筆答により行う。

最終的な合否の判定は、審査委員会による審査結果と最終試験結果の報告をもとに、医学研究科教授会にて行う。

(3) 学位論文の公表方法（同規程第 17 条）

修士論文は、学位を授与した日から 3 カ月以内にその学位論文の要旨並びに論文審査の結果の要旨を、インターネットを利用して公表するとともに、授与した修士の学位に関わる所定の報告書を文部科学大臣に提出する。

また、大阪医科大学医学会が発行する「大阪医科大学雑誌」に掲載して印刷公表する。

6-6 研究の倫理審査体制

本学研究倫理委員会での審査を経る。本委員会における審査は、1) 社会的及び学術的な意義 2) 研究分野の特性に応じた科学的合理性の確保 3) 研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益の総合的評価 4) 事前の十分な説明及び研究対象者の自由意思による同意 5) 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮 6) 個人情報等の保護 7) 研究の質及び透明性の確保に留意し、研究計画の倫理性と科学性を審査するものである。

学生は 1 年次に研究計画書とともに申請書類を作成し、本学研究倫理委員会に提出し審査を受ける。【資料 10 大阪医科大学研究倫理委員会規程】

7. 施設・設備等の整備計画

7-1 施設・設備について

本学は、大阪市と京都市の間である高槻市に位置し、阪急京都線高槻市駅のすぐ前、

JR 高槻駅から徒歩 8 分という立地にある。両駅には、特急電車と新快速電車がそれぞれ停車するため、交通至便の地の利を得た典型的な都市型大学である。

医学部・医学研究科のある本部キャンパスには、講義実習棟、新講義実習棟、総合研究棟、本館・図書館棟、附属病院等、医学部の主要な施設が配置されており、これらの施設は渡り廊下を介して移動可能である。また、看護学部・看護学研究科の置かれた本部北キャンパスは、本部キャンパスから道路を挟んで隣接している。

本学医学研究科は 60 年にわたり大学院教育に取り組み、その間に 2,200 名を超える博士を輩出してきた。したがって、自習室、研究室、講義室、研究機器類については十分に整備されており、新設の修士課程の学生は博士課程の学生と同じ施設・設備を利用できる。保健管理室、食堂、自販機コーナー等に関しても、本部キャンパス内に設置している。医学研究科修士課程（定員 4 名）の設置に伴って医学研究科博士課程の定員を 54 名から 50 名に削減することと合わせ、このたびの修士課程設置には既存の施設・設備で対応可能である。

ただし、今後も大学院関連施設の充実を図り、教育研究の高度化を継続的に推進するよう努める。

7-2 図書について

本部キャンパスに置かれた図書館は、書庫のある地階を含め、2 階と 3 階を主として利用する構造となっており、閲覧座席数は 250 席、グループ学習室 4 室（1 室 6 名利用可）、ニューメディア情報室（PC12 台）、教職員・学生が利用する研究個室 6 室が整備されている。医学専門書約 22 万冊を収蔵し、医学学術雑誌約 12,600 タイトル（うち、電子ジャーナル約 11,000 タイトル）と購読契約している。文献検索用デジタルデータベースについても多くのサービスと契約しており、各研究室からの検索が可能である。【資料 11 2016 年度大阪医科大学図書館の基礎データ】

図書館の開館時間は、平日は 9 時から 23 時まで、土曜日は 9 時から 21 時まで、日曜・祝日は無人開館により 9 時から 21 時までとしている。休館日は年末年始と夏期学生休業期間中の日曜日数日で、年間 356 日開館しており、利用可能時間が長く利便性は高い。

図書等の整備については、修士課程開設後も拡充を進める。図書については、大学全体として医学部・看護学部から選出された図書委員、学生、教職員によるリクエストを基本に、図書館運営委員会を中心として専門分野ごとの選定を行っている。学術雑誌については、原則として電子ジャーナルで整備する。また、本学図書館が所有していない図書・学術論文については、図書館相互利用により、他大学図書館からの複写物の取り寄せ、図書の借り受けが可能である。

8. 既設の学部との関係

本学は、医学部・医学研究科（博士課程）と看護学部・看護学研究科（博士前期課程と博士後期課程）からなる私立医療系大学である。医学部では、6年一貫教育を通じて、良き医療人としての人間性と自ら積極的に学び問題を解決する姿勢を身につけ、国際的にも通用する専門的な知識と技能を培うことを目的とした教育を行っている。そのために、初年次医学教育、基礎医学教育、社会医学教育、臨床医学教育、臨床実習により、知識と技能を系統的に学修させるカリキュラムを実施している。医学部の教育に携わる、様々な専門領域を持つ教室のほとんどすべてが、医学研究科（博士課程）5コースで関連する領域の授業科目を担当している。したがって、医学部と医学研究科はほぼ直接的につながっており、毎年約40名の大学院生がティーチングアシスタント（TA）として医学部教育に携わることで教育能力を養っている。すなわち、学部と研究科に所属する学生と教員が、同じ場所・環境で物理的・知的に交わりながら教育研究活動を行っている。

本修士課程2コースのうち「医療科学コース」は、医学部の基礎医学と臨床医学の科目、医学研究科（博士課程）の生命科学研究コース、高度医療人養成コース、再生医療コース、先端医学研究コースとつながる。また「社会健康医療学コース」は、医学部の社会医学及び基礎医学・臨床医学の一部（微生物学・感染防御学、心理学・行動科学、リハビリテーション医学、救命救急医学等）の科目、医学研究科（博士課程）の予防・社会医学研究コースとつながる。

本修士課程を担当する専任教員は、概ね医学部と医学研究科（博士課程）の専任教員を兼任し、関連する専門科目を担当している。したがって、医学部から修士課程、博士課程への一貫性と連携体制を維持できる。【資料12 学部・修士課程・博士課程の関係図】

9. 入学者選抜の概要

9-1 求める人材

本修士課程は、人材養成と実学研究重視を掲げた建学の精神のもと、「医学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」を目的として、社会、医療、教育研究の現場において活躍できる学識、人間性、研究能力を備えた保健医療従事者、研究者、企業人を養成することを目指している。また、長期的なキャリアデザインを明示して、多様なキャリアパスへの対応も視野に入れている。

これらを踏まえ、適切な生命倫理感と人権意識を持った人間性を養いながら、生命の普遍的原理を探求しつつ、社会への貢献を目指す人材を広く募集する。具体的には、医療に関する先端研究を希望する者、公衆衛生・保健・福祉の分野における研究・就職を望む者、病院勤務のコメディカル等を含むキャリアアップを望む社会人を対象に、アドミッションポリシー（表6）に基づいて入学者選抜を行う。

したがって、入学者選抜については、パンフレット等の各種広告媒体を活用して広報活

動を行い、学力検査に偏重せず、多様な学生を受け入れることとする。

(表6 アドミッションポリシー (入学者受入の方針))

アドミッションポリシー (入学者受入の方針)
大阪医科大学大学院医学研究科は、建学の精神「医育機関の使命は医学教育と医学研究であり、またその研究は実地の医療に活かすことで完成する」をもとに、医学の理論及び応用を教授研究し、専門分野や社会の進展に寄与するために必要な研究能力及びその基礎となる学識を養うことを目的としています。
求める学生像 上記の目的を達成するため、次のような資質をもつ人材を求めています。
1. 医学・医療について関心をもち、科学的探究心を有する人 2. 自ら研究課題を設定し、積極的に探求する人 3. 自らの研究成果により人類・社会に貢献しようとする人 4. 最先端の医学・医療技術を開発・普及しようとする人 5. 研究分野、地域社会、国際社会において卓越した活躍を目指す人
入学者選抜の基本方針 「求める学生像」に沿った人材を選抜するため、研究の遂行・発表に不可欠な英語の基礎的読解力・理解力を「外国語試験」により、研究に対する意欲、志望する研究分野に対する知識や理解度については「専攻授業科目及び面接試験」により評価し、総合的な評価・判定により合格者を決定します。

9-2 出願資格

本修士課程では、原則として次の①または②の条件を満たすことを出願資格とする。なお、医療機関、行政機関、企業等に在職したままで出願・在学を希望する者は所属機関長の承諾書の提出を義務付ける。

①大学を卒業した者または卒業見込みの者

②本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

なお、②に該当する者については、個別の出願資格審査を出願前に行う。審査における学力の目安として、その者の専門領域に関して、学士に匹敵する学習内容を実務・経験等を通して修得していることとする。

9-3 選抜方法

入学試験においては、外国語（英語）試験、専門科目試験、面接試験を実施し、志望理由書や願書等の内容も考慮して総合的に判定する。入学者選抜は、中立・公正に実施する

ことを旨とし、入学試験問題の漏えいなど入学者選抜の信頼性を損なう事態が発生することのないよう、医学研究科大学院委員会にて業務全体のチェック体制の確立に努める。

10. 大学院設置基準第14条による教育方法の実施

本修士課程では、地域医療機関、行政機関、企業等に既に勤務しており、その身分を有したまま在学を希望する社会人の大学院教育への意欲に応えるため、大学院設置基準第14条に基づき、教育方法の特例を適用し、授業運営および研究指導を行う。

10-1 修業年限

本修士課程の修業年限は2年とし、最大在籍可能年限は4年とする。ただし、個々の学習環境や勤務状況等を考慮し、長期履修制度（修業年限3年、在籍可能年限5年）を設けることとし、研究活動が可能となるように配慮する。【資料13 大阪医科大学大学院医学研究科長期履修規程】

10-2 履修指導及び研究指導の方法

履修指導、研究指導については、学生と指導教員との間で随時面談を行い、個別に対応しながら指導を行う。特に、長期履修適用の学生については、より計画的に履修・研究活動を行うよう、きめ細かく指導する。

10-3 授業の実施方法

授業については、平日の17時以降を原則とするが、個別対応が可能であれば平日の午前中にも実施する。必要に応じて、夏期・冬期に集中授業を実施する。

なお、研究科共通科目である「統合講義」は、現在、博士課程において通年で月曜日17時～20時に行っている。【資料14 時間割】

10-4 教員の負担の程度

本学医学部では、各教室当り、基礎医学領域で数名、臨床医学領域で数名～十数名の専任教員、加えて各教室当り数名の非常勤講師が、オムニバス形式で授業科目を担当している。医学研究科博士課程の教育においても、全教室の講師以上の全員が、いずれかのコースの授業科目を担当している。したがって、現状では、個々の教員に過度の負担はかかっていないと考えられる。

ただし、全教員が各自の研究活動を行い、臨床医学領域の教員は本学附属病院での診療にも携わっており、それらの活動を妨げることのないよう、科目設定や授業担当日時の調整を行う。

10-5 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮

図書館は、平日は 23 時まで、土曜・日曜日と祝日は 21 時まで開館している。コンピュータによるデータベース検索・文献検索は、研究室から年中 24 時間可能である。

10-6 入学者選抜の概要

医療機関、企業等に在職したままで入学を希望する者については、所属機関長の承諾書の提出をもって出願を認める。

11. 管理運営

本学医学研究科の教学面における管理運営については、「大阪医科大学大学院学則」及び「大阪医科大学大学院医学研究科教授会規則」に基づき医学研究科教授会を設置し、同規則第 3 条に定める以下の事項について定期的（原則として毎月第 3 水曜日）に審議する。

【資料 15 大阪医科大学大学院学則】【資料 16 大阪医科大学大学院医学研究科教授会規則】

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 第 1 号及び第 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

医学研究科教授会は、医学研究科長並びに大学院学則第 36 条に定める大学院の授業及び研究指導を担当する教授及び大学院専任の教授をもって組織する。

さらに、医学研究科教授会規則第 8 条に基づき、医学研究科教授会の運営を円滑に行うため、医学研究科教授会の下に、医学研究科教授会構成員の若干名をもって組織する医学研究科大学院委員会を置き、医学研究科に関する以下の事項について協議・調整等を行う。医学研究科大学院委員会は、関連事項について協議・調整等を行った後、医学研究科教授会に対して審議依頼または報告を行う。【資料 17 大阪医科大学大学院医学研究科大学院委員会規程】

- (1) 医学研究科の管理、運営及び諸規程の制定、改廃に関する事項
- (2) 大学院生の教育、研究に関する事項
- (3) 大学院生の教育、研究に対する評価に関する事項
- (4) 学位授与に関する事項
- (5) 大学院生に関する事項
- (6) 大学院入学試験に関する事項

- (7) 研究生に関する事項
- (8) その他、必要と認められる事項

以上より、本学及び医学研究科に関わる管理運営について、責任ある体制が構築されている。

12. 自己点検・評価

自己点検・評価に関しては、本学全体で取り組み、多様な情報について積極的な開示を推進する。本来保証されるべき「高等教育の質」は、教育課程内容、学生の質、教員体制の質、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式、入学者選抜、各種公的支援、組織・財務運営状況、教員の養成・処遇などの活動を通して実現されるべきものであり、これらのすべてが点検・評価の対象となる。

本学の自己点検・評価については、第三者による評価を定期的に受けることを前提としている。第三者からの評価（認証評価）を義務付けることにより、客観的な評価及び改善項目が明らかになり、大学院における教学の充実につながる。したがって、本学大学院学則第4条には「教育研究活動の状況について、第三者機関による評価を一定期間毎に受ける」ことを明記している。

12-1 実施方法・体制

本学では、自己点検・評価方法について「大阪医科大学医学部自己点検・評価組織委員会規程」を定め、教育・研究及び診療水準の向上をはかり、社会的使命を達成するために自己点検・評価を実施している。自己点検・評価組織委員会は、評価項目の検討、結果のまとめと報告及び自己点検・評価報告書（DVD 版含む）の作成にあたっている。さらに、積極的な公表を基本とし、社会の評価を受けることを通して教育内容・方法の継続的な見直しや改善を不断に続けることにより、自らの教育研究水準の一層の向上を目指している。

【資料18 大阪医科大学医学部自己点検・評価組織委員会規程】

自己点検・評価に必要な医学研究科に係る資料については、医学研究科大学院委員会が主体となって作成する。

なお、教学における日常的なPDCAは、学長を議長とし、原則として毎月1回開催される「教育戦略会議」及び「研究戦略会議」において展開されている。【資料19 大阪医科大学教育戦略会議及び研究戦略会議規程】

12-2 結果の公表・活用

得られた自己点検・評価の結果は、本学ホームページを介して公開し、必要に応じて自己点検・評価報告書の配布を行う。それと同時に、維持策・改善策・発展策を検討し、得

られた方策の実施に際して財政的な支援が必要であれば、医学研究科長（学長が兼務）が理事会に提案する。

1 2 - 3 認証評価

本学は、財団法人大学基準協会による相互評価並びに認定評価を平成 18 年度と平成 25 年度の 2 回受審し認定されている（認定期間：2021（平成 33）年 3 月 31 日まで）。その際指摘された努力課題と改善勧告については、既に必要な改善策を実施し、平成 29 年にその旨の改善報告書を大学基準協会に提出した。現在も、医学研究科の一層の充実のために、PDCA を行いながら教育内容・方法の改善に取り組んでいる。【資料 20 大阪医科大学に対する大学評価（認証評価）結果】

なお、医学部の学部教育のみが対象であるが、本学は、一般社団法人日本医学教育評価機構（JACME）による医学教育分野別評価を平成 30 年度に受審し認定されている（認定期間：2026 年 1 月 31 日まで）。【資料 21 大阪医科大学に対する医学教育分野別評価認定】

1 3. 情報の公表

情報の提供に関しては、本学全体で取り組み、既にホームページを通じて多様な情報（教育研究上の目的、専任教員数、校地・校舎等の施設その他の学生教育研究環境、授業料等費用、教員組織と教員の学位及び業績、入学者に関する受入れ方針、入学者数、収容定員、在学生数、卒業（修了）数、シラバス、各種支援、財務情報等）について積極的な開示を推進している（<https://www.osaka-med.ac.jp/about/disclosure.html>）。

また、医学研究科の概要、3 つのポリシー、シラバス、研究指導体制、各教室の研究活動・実績、入試情報等の基本的な情報については、本学医学研究科のホームページにも掲載されている（<https://www.osaka-med.ac.jp/graduate/medical/index.html>）。

さらに、カリキュラムや履修モデル等の基本情報の他、学則等の諸規程も掲載した冊子「教育要項」を作成して、毎年度始めに配布している。

1 4. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本研究科では、教育・研究の充実・強化を図る観点から、教員が今後取り組むべき問題点を共有し、特色ある施策展開を図ることを目的として、鋭意意見交換を実施し、教員自らの資質向上を目指している。そのため、授業内容・方法の改善を図るための組織的な研修及び研究等の実施に関しては、本学大学院学則第 3 条に基づき「大阪医科大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を設け、定期的なファカルティ・ディベロップメント（FD）開催を通して、継続的な活動を行っている。また、FD については、FD 委員会が必要に応じて企画、立案、実施する。【資料 22 大阪医科大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程】

近年の大学院医学研究科 FD における成果としては、「研究成果発表会」の導入及び実施

方法の改善、共通科目「基礎研究法実習」の導入、「医療統計室」（専任教員 2 名）の開設へとつながった統計学教育充実の必要性の提言等がある。

また、本学では、教育研究活動の適切かつ効果的な運営を図るため、職員が必要な知識と技能を習得し、その能力と資質を向上させるための研修（スタッフ・ディベロップメント（SD））を、「大阪医科大学 SD 基本計画」に従って平成 28 年度より実施している。【資料 23 大阪医科大学 SD 基本計画（平成 30 年度計画）】

今後も、取り組むべき問題点の共有、本研究科の教育改革に向けた特色ある施策展開、教職員自らの資質向上を目的として、継続的に FD・SD を開催していく。

設置の趣旨等を記載した書類 ー資料目次ー

- 【資料 1】「我が国の高等教育の将来像」(平成 17 年 1 月 28 日、中央教育審議会答申(ポイント))
- 【資料 2】「新時代の大学院教育」(平成 17 年 9 月 5 日、中央教育審議会答申)
- 【資料 3】「グローバル化社会の大学院教育」(平成 23 年 1 月 31 日、中央教育審議会答申(概要))
- 【資料 4】未来価値創造人材育成プログラム(文部科学省の平成 30 年度未来価値創造人材育成プログラム「Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業 未来価値創造人材プログラム」「(b) 科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成」事業)
- 【資料 5】大阪医科大学大学院医学研究科 教員年齢構成表
- 【資料 6】大阪医科大学 定年規程
- 【資料 7】履修モデル
- 【資料 8】医学研究科修士課程修了までのスケジュール
- 【資料 9】大阪医科大学大学院学位規程
- 【資料 10】大阪医科大学研究倫理委員会規程
- 【資料 11】2016 年度大阪医科大学図書館の基礎データ
- 【資料 12】学部・修士課程・博士課程の関係図
- 【資料 13】大阪医科大学大学院医学研究科長期履修規程
- 【資料 14】時間割
- 【資料 15】大阪医科大学大学院学則
- 【資料 16】大阪医科大学大学院医学研究科教授会規則
- 【資料 17】大阪医科大学大学院医学研究科大学院委員会規程
- 【資料 18】大阪医科大学医学部自己点検・評価組織委員会規程
- 【資料 19】大阪医科大学教育戦略会議及び研究戦略会議規程
- 【資料 20】大阪医科大学に対する大学評価(認証評価)結果
- 【資料 21】大阪医科大学に対する医学教育分野別評価認定
- 【資料 22】大阪医科大学大学院ファカルティー・ディベロップメント委員会規程
- 【資料 23】大阪医科大学 SD 基本計画(平成 30 年度計画)

我が国の高等教育の将来像 ＜中央教育審議会 答申 ポイント＞

【趣旨】

中長期的(平成17(2005)年以降,平成27(2015)年～平成32(2020)年頃まで)に想定される我が国の高等教育の将来像(言わば「グランドデザイン」とも呼ぶべきもの)と,その内容の実現に向けて取り組むべき施策を示す。

【基本的考え方】

21世紀は「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代



高等教育は,個人的人格形成上も国家戦略上も極めて重要。

- 世界各国(特にアジア近隣諸国)での高等教育改革の急速な進展。
- 明治以来の我が国の教育は,今日の繁栄・発展の基礎として大きな成功。
- しかし,戦後久しく,高等教育(特にその経済的基盤)に関する社会全体での議論が必ずしも活発だったとは言えない。

これまでは,国全体の経済発展と個人所得の動向へ依存。

今日では,高等教育の量と質について根本的な議論が不可避。

国の高等教育システムや高等教育政策そのものの総合力が問われる時代



国は,将来にわたって高等教育に責任を負うべき。

- 高等教育の危機は社会の危機。
- 新時代の高等教育による我が国社会の持続的な発展。

〔 18歳人口は約120万人規模で推移。

大学や学部等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃。



「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行

国の今後の役割は,

_____ 高等教育の在るべき姿や方向性等の提示

_____ 制度的枠組みの設定・修正

_____ 質の保証システムの整備

_____ 高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供

_____ 財政支援 等が中心。

【将来像の主な内容】

：高等教育の量的変化の動向

平成19(2007)年には大学・短大の収容力(入学者数÷志願者数)が100%に。
(従来の試算より2年前倒し)

全体規模の面のみからすると、高等教育の量的側面での需要はほぼ充足。
ユニバーサル段階の高等教育が既に実現しつつある。

今後は、分野や水準の面においても、誰もがいつでも自らの選択で学ぶことのできる高等教育の整備(「ユニバーサル・アクセス」の実現)が重要な課題。

経営状況の悪化した機関への対応策の検討が必要。

：高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、学校種(大学・短大、高専、専門学校)ごとの役割・機能を踏まえた教育・研究の展開と相互の接続や連携の促進を図るとともに、各学校ごとの個性・特色を一層明確化する方向。

各大学は、自らの選択により、緩やかに機能別に分化。(個性・特色の表れ)

世界的研究・教育拠点、高度専門職業人養成、幅広い職業人養成、総合的教養教育、特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、地域の生涯学習機会の拠点、社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)等

：高等教育の質の保証

高等教育の量的側面での需要の充足、大学設置に関する抑制方針の撤廃や準則主義化による大学等の新設や量的拡大、高等教育の多様化の一層の進展につれて、学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の質の保証が重要な課題。

国による質の保証の仕組みと各機関の自主的努力が相まって信頼確保。

事前・事後の評価の適切な役割分担と協調の確保による質の保証。(設置認可の的確な運用、認証機関による第三者評価システム及び自己点検・評価の充実)

評価結果等に関する情報の積極的な開示と活用。

：高等教育機関の在り方

大学は自主性・自律性とともに公共的役割・社会的責任を担う。
教育の充実のため、学位を与える「課程」中心の考え方への再整理が必要。
大学が人材育成と学術研究の両面での使命・役割をより積極的・効果的に果たすため、大学の教員組織の在り方について見直しを行う必要。

【大学】

学士課程...教養教育や専門教育等の在り方を総合的に見直して再構築。

また、多様で質の高い教育の展開のため、教養教育と専門基礎教育を中心に主専攻・副専攻を組み合わせた総合的教養教育型や専門教育完成型など様々な個性・特色を持つものに分化。

【大学院】

大学院全体...課程制大学院制度の趣旨を踏まえた大学院教育の実質化。

修士課程・博士課程...体系的な教育課程の実施による充実。

専門職学位課程...各種の専門職大学院の創設・拡充等。

【短期大学】

短期大学の課程...課程の修了を学位取得に結び付けるよう制度改正。

【高等専門学校】

単位計算方法の改善。

【専門学校】

一定の要件を満たす専門学校の卒業生への大学院入学資格の付与。

国公私立大学それぞれの特色ある発展と高等教育全体の活性化が重要。

：高等教育の発展を目指した社会の役割

高等教育への公財政支出の拡充と民間資金の積極的導入に努める必要。

高等教育への公的支出を欧米諸国並みに近づけていくよう，最大限の努力が必要。
その際，厳しい財政状況や高等教育への社会の負託をも踏まえつつ，国民（＝納税者）の理解を得られるよう説明責任を十分果たしていく必要。

今後の財政的支援は，国内的・国際的な競争的環境の中で，各高等教育機関が持つ多様な機能（個性・特色）に応じた形に移行。

機関補助と個人補助の適切なバランス

基盤的経費助成と競争的資源配分の有効な組み合わせ



多様な機能に応じた多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築

国公私の特徴ある発展、質の高い教育・研究に向けた適切な競争国、地方公共団体や産業界等を含めた社会全体での取組の重要性。

【将来像に向けて取り組むべき施策】

【将来像の主な内容】に沿って、将来像の内容を実現するために必要と考えられる「早急に取り組むべき重点施策」等について提言。

早急に取り組むべき重点施策（「12の提言」）

高等教育の量的変化の動向についての関連施策

- 人材養成に関する社会のニーズへの対応
- 各高等教育機関の経営の改善

高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策

- 入学者選抜・教育課程の改善，「出口管理」の強化
- 留学生交流の促進・充実

高等教育の質の保証についての関連施策

- 大学等の設置認可や認証評価等における審査内容や視点の明確化

各高等教育機関の在り方についての関連施策

- 教養教育や専門教育等の総合的な充実
- 大学院教育の実質化
- 世界トップクラスの大学院の形成
- 助教授・助手の位置付けを含めた教員組織の活性化

高等教育の発展を目指した社会の役割についての関連施策

- 高等教育への支援の拡充
- 多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築
- 学生支援の充実・体系化

等

新時代の大学院教育 – 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて – 中央教育審議会答申(平成17年9月5日)の概要

方向性の基本となる答申等

「我が国の高等教育の将来像」平成17年1月中央教育審議会(「第3期科学技術基本計画」の策定に向けた検討等)

これまでの大学院改革

大学院大学、専門職大学院制度の創設、入学資格や就業年限の弾力化、産業界等との連携の強化 など

博士、修士、専門職学位課程の目的・役割

【博士課程】研究者として自立して研究活動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う。

【修士課程】幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う。

【専門職学位課程】特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する。

大学院に求められる人材養成機能

各大学院における教育理念、各課程の目的等により、これら一つ又は複数の機能の発揮に必要とされる教育を実施していくことが求められる。

- ・創造性豊かな研究者等
- ・高度専門職業人
- ・教育と研究の能力を兼ね備えた大学教員
- ・知識基盤社会を多様に支える知的人材

各大学院は、どのような人材を養成しようとするのか、その目的や役割を明らかにすることが重要

基本的な考え方

- ①大学院教育の実質化：教育の課程の組織的展開の強化
各大学院の課程の目的を明確化し、体系的な教育プログラムを編成・実践
- ②国際的な通用性、信頼性の向上
大学院評価の確立、国際的な質保証活動への参加、世界的な教育研究拠点の形成支援等

「大学院教育振興プラットフォーム(仮称)」の策定

- ・国は、今後5年間程度の期間において早急に取り組むべき重点施策を明示⇒体系的・集中的な施策展開
- ・各大学はそれを踏まえつつ、大学院教育の充実を図る

大学院教育の改革を推進するための社会的環境の醸成

- ・大学院教育を含めた高等教育に要する費用について、高等教育への公財政支出の拡充とともに民間企業や個人等からの資金の積極的導入が必要
- ・国公私立を通じ、その特色に応じて、それぞれにふさわしい適切な支援がなされるよう、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせることにより、多元的できめ細やかファンディングシステムの構築が必要

量的規模の方向性：全体として、着実な増加傾向になると予想される

人文・社会科学、自然科学の各分野のバランスのとれた発展を目指すことが重要

(人材需要の変化への対応：国が一元的に調整するのではなく、各大学院が、自らの果たすべき役割を基に対応することが基本)

① 大学院教育の実質化(教育の課程の組織的展開の強化)

(1)課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立

① コースワークの充実・強化

◎学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを充実し、関連する分野の基礎的素養の涵養を図っていくことが重要。特に、博士課程においては、コースワーク、論文作成指導、学位論文審査等の各段階がつながりをもつ体系的な教育の課程の編成が重要。

- ・大学院の課程の単位の考え方の明確化
- ・修士課程及び博士課程(前期)の修了要件の見直し
- ・豊かな学識を養うための複合的な履修取組(主専攻・副専攻制、ジョイントディグリー)
- ・博士課程の短期在学コースの創設の検討
- ・各大学院における教育の実質化の取組に対する国の重点的支援と情報提供の推進

② 円滑な博士の学位授与の促進

◎課程制大学院制度の趣旨の徹底を図るとともに、博士の学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位授与を促進。

- ・教員の意識改革の促進、教育のプロセスの明確化と適切な教育・研究指導
- ・学位論文等の積極的な公表、論文審査方法の改善などによる学位水準の確保
- ・現行の「論文博士」の在り方の検討

③ 教員の教育・研究指導能力の向上のための方策

- ・課程の目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修(FD)
- ・成績評価基準の明示と厳格な成績評価・修了認定、教員の教育研究活動の評価

(2)産業界、地域社会等多様な社会部門と連携した人材養成機能の強化

◎産業界等社会のニーズと大学院教育のマッチング、地域連携活動の推進と地域の発展への貢献、博士課程修了者等の多様なキャリアパスの開拓

- ・産学協同教育プログラム、単位認定を前提とした長期間の実践的なインターンシップの実施
- ・各大学院による学生のキャリアパス形成に関する指導、研究市場への積極的なアピール
- ・企業等による博士の学位の取得者等の実力を評価した人材の登用

(3)学修・研究環境の改善及び流動性の拡大

① 学生

◎博士課程(後期)在学者等を対象とした修学上の支援策の充実、学生の流動性の拡大、社会人の大学院教育へのアクセスの拡大

- ・特別研究員事業、及びTA・RA等としても活用できる競争的研究資金の拡充
- ・学生への経済的支援制度の審査等の早期化
- ・大学院入学後の補完的な教育プログラムの提供、リカレント教育の実施
- ・社会人の大学院への進学・再入学についての産業界等による支援

② 若手教員

◎教員・研究者としてのキャリアの各段階に応じた体系的な研究支援措置の推進、流動性の拡大

- ・若手教員のキャリアパスに応じた体系的な教育研究環境の整備
- ・各大学院、企業等による研究者の流動性拡大に関する取組の実施

② 国際的な通用性、信頼性の向上(大学院教育の質の確保)

(1)大学院評価の確立による質の確保

◎事前評価(設置認可制度)と事後評価(認証評価制度など)の双方の適切な役割分担と協調の確保等を通じて、全体として大学の質を保証する大きな枠組みを確立していくことが重要であり、とりわけ事後評価については、以下の3つの仕組みにより、早期に定着、実効性ある評価へと発展・充実させていくことが急務。

- ① 自己点検・評価(大学院の専門分野別自己点検・評価の促進)
- ② 認証評価(将来的には、「機関別評価」(大学全体を評価)に加え、「専門分野別評価」を導入)
- ③ 評価団体の適正さを担保する仕組み

(2)国際社会における貢献と競争

- ①教育研究を通じた国際貢献・協調(国際化戦略支援、国際的な大学の質保証に関する協議への参加)
- ②国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成支援：ポスト「21世紀COEプログラム」の具体化

グローバル化社会の大学院教育

～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～

(答申) (概要)

検討の経緯

- 平成17年の中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」は、大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）と国際的な通用性、信頼性（大学院教育の質）の向上を提言。これに基づき、文部科学省は「大学院教育振興施策要綱」（平成18～22年度）を策定
- 平成23年度以降の新たな「施策要綱」の策定を視野に、人社系、理工農系、医療系及び専門職学位課程のワーキング・グループを設置。博士課程・修士課程・専門職学位課程の専攻に対する書面・ヒアリング調査等により、大学院教育の実質化等の進捗状況や課題を検証し、今後の改善方策について検討

大学院教育の実質化に関する検証結果

全体として、大学院教育の実質化に向けた取組が着実に進展

- 修士課程や博士課程（前期）を中心に、多くの大学院において、コースワークの充実など大学院教育の実質化に向けた取組を実施
- 人材養成目的や修得すべき知識・能力、入学者受入方針が抽象的な大学院や、実際の教育がこうした方針に沿っていない大学院も少なからずあり、教育の実質化の取組に大学院間で相当な差
- グローバルCOEプログラムや大学院GP等の支援を受けている研究科・専攻では、博士課程（後期）を含め体系的な教育への改善を確実に実施。特に、経済的支援や国際経験等が充実。一方、改革の取組の他専攻、他大学院への波及という面では不十分
- ほとんどの大学院が入学段階で専攻分野や研究室等の所属を決定。卒業論文・研究や大学院入学者選抜等の段階で学生の研究テーマは早い時期から特定
コースワーク等を経て専門分野や研究室等の変更をしようとする際のルールが定まっている大学は少なく、学生の流動や進路変更が困難との指摘
- 博士課程については、①博士の学位が如何なる能力を保証するものかの共通認識が確立されていないこと、②博士課程（後期）の教育が、個々の担当教員がそれぞれの研究室等で行う研究活動を通じたものにとどまること、③大学院が養成する人材像と産業界等の評価や期待に関する認識の共有が十分でなく、修了者の多様なキャリアパスが十分に開かれていないこと、などの問題。学生が博士号取得までのプロセスや経済的負担、修了後のキャリアパスに関する十分な見通しを描くことができないことが大きな課題

大学院教育の改善の方向性

大学院教育を取り巻く情勢

- 知識基盤社会が進展する中、専門分化した膨大な知識の全体を俯瞰しながら、イノベーションにより社会に新たな価値を創造し、人類社会が直面する課題を解決に導くために、国際社会でリーダーシップを発揮する高度な人材が不可欠
- 世界の研究・ビジネスの場では、博士号が高度な専門性に裏付けられた資質能力の証しとして必須要件になりつつあり、国籍を問わず優れた人材の獲得競争が激化
- 欧米やアジア諸国等では、国際競争力強化のため優れた資質能力を備えた博士人材の養成を強化
- 世界に先んじて進む少子高齢化と人口減少を迎える我が国が、将来にわたって成長し続け、世界の中で存在感を発揮し続けるためには、人類社会が直面する未知の課題を世界に先駆けて解決に導き、その成果を世界に展開することのできる高度な人材の輩出が必要であり、博士課程教育の飛躍的な充実が急務

改善の方向性

- グローバル化や知識基盤社会が進展する中、国内外の社会の様々な分野で、質の保証された大学院修了者が活躍できるよう、大学院教育の強化は一刻の猶予も許されない課題
- 「17年大学院答申」で掲げる大学院教育の実質化に向けた取組を一層強化することを基本に次の点に力点をおいて大学院教育を充実
 - 大学と産業界、行政等が協力し国内外の多様な社会の要請に的確に応える開かれた体系的な教育の展開
 - 社会人や外国人学生を含む多様な学生が将来の見通しをもって互いに切磋琢磨する環境の整備
- このためには、博士課程、修士課程、専門職学位課程それぞれに、以下の点が明確な学位プログラムとしての大学院教育を確立し、学生の質を保証する体系の整備が重要
 - ① 課程ごとにどのような人材を養成しようとしているのかを明示
 - ② 専攻の枠を超えて、学位課程を担当する教員によって、組織的な教育・研究指導体制を構築
 - ③ 教員間の綿密な協議に基づき、修得すべき知識・能力の内容を具体的・体系的に明示
 - ④ 一貫性のある教育を通じて、その課程を選択した学生に必要な知識・能力を修得させ、その証しとして学位を授与
- 博士課程教育については、産学官の中核的人材としてグローバルに活躍する高度な人材を養成するため、課程を通じて一貫した学位プログラムを構築し、質の保証された博士課程教育の確立が必要。大学院に対する社会の評価を高め、優れた人材を博士課程に引き付け、博士号取得者が高度な知識と高い倫理観を備えたリーダー候補として産学官で確実に採用・処遇される好循環の構築が急務

大学院教育の改善方策

1. 学位プログラムとしての大学院教育の確立

課程制大学院制度の趣旨に沿った体系的な教育の確立

博士課程、修士課程、専門職学位課程を編成する専攻単位で、人材養成の目的や学位の授与要件、修得すべき知識・能力の内容を具体的・体系的に示す。その上で、コースワークから研究指導へ有機的につながりを持った体系的な大学院教育を確立

- 高度な専門的知識、俯瞰的なものの見方、専門応用能力、コミュニケーション能力、国際性等の体系的な修得など大学院教育全体の質の向上につながる優れた取組を支援

学生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制の確立

各教員の役割分担と連携体制を明確にし、教員間の綿密な協議に基づいて体系的な大学院教育を提供し、学生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制を確立

- 異なる専門分野の複数の教員が研究指導を行う体制を確保
- F Dの充実、ピアレビューの実施による教員の教育・研究指導能力の向上
- 教員の教育業績や能力の評価の充実、人事や処遇への反映等の推進。教員の教育研究活動の評価に資する指標の開発の推進
- 学んだ知識の定着とともに大学教員の養成に重要な機能を果たすT Aを教育活動に組織的に充実。大学教員の教育力の向上のため、国として共同利用拠点の形成やプレFDを促進
- 学部・学科の上に設置されている専攻間の壁を越えた融合型の専攻への再編や、専攻間、大学間の連携・協力等により、小規模専攻の教育の質を確保。定員の充足状況や社会的需要等を総合的に勘案し、自ら入学定員を見直し

教育情報の公表の推進

産業界や地域社会等が大学院教育に対する認識を深め、学生が将来のキャリアパスを描くことができるよう、大学院教育の「可視化」を推進

- 人材養成目的、修得すべき知識・能力の体系、入学者受入方針を統合的に規定
カリキュラム、成績評価基準、教育研究組織、学生支援、修了者の進路等の教育情報を、学生や社会に広く公表
- 博士課程重点の大学等は、語学力を含む修得能力目標や学生支援等の情報を積極的に公表
- 人材養成目的、カリキュラム、入学者受入方針、特色ある教育実践等の大学院教育に関する情報を集約し、一覧できる仕組みを整備

優れた学生が見通しを持って大学院で学ぶ環境の整備

意欲と能力ある学生が、将来の見通しを持って、経済的な不安を抱えることなく大学院を選び、国内外に開かれた公正な入学者選抜を経て、充実した大学院教育が受けられるよう支援

- 日本学術振興会の特別研究員事業や競争的な経費を活用したT A・R A。授業料減免、日本学生支援機構の業績優秀者奨学金免除制度を拡大。奨学金の予約採用実施方法の見直しを検討
- 大学院在学を通じて必要な学生納付金等や修学上の支援等に関する見通し（ファイナンシャル・プラン）や修学上の支援等の実績などを明示
- 国内外から優れた学生を獲得するため、入学者受入方針を明示するとともに、十分な基礎知識と多様な能力や意欲、将来性を見極める公正な入学者選抜を実施。大学院設置基準上に規定を整備
- 大学院学生が将来の見通しを持って学び、また、柔軟に進路変更ができるよう、研究指導委託の制度の活用。専門分野を超えた共通的な内容を組み込むなど教育面の工夫、入学後に研究室等を変更しようとする際の期限等のルールを整備

産業界等との連携の強化と多様なキャリアパスの確立

社会の様々な分野で活躍できる高度な人材を養成するため、産業界や地域社会等の多様な機関と連携し、これらの資源も活用しながら多様なキャリアパスに対応した教育を展開するとともに、キャリアパスの確立に向けた取組を促進

- 他大学や企業、研究機関、N P O等との連携を強化し、多様な学修研究機会に接する教育を充実
- 大学と産業界等が大学院教育やキャリアパスに関する認識を共有し、優れた人材が産学官で確実に採用・処遇される好循環を構築するため、国、大学レベルそれぞれに専攻分野等に応じて対話の場を設置
- 学生の進路状況の適切な把握と、きめ細やかなキャリア支援
- 産業界、国、地方公共団体等の大学院修了者等の採用の拡大等を期待

2. グローバルに活躍する博士の養成

学位プログラムとして一貫した博士課程教育の確立

課程を通じ一貫した学位プログラムを構築し、産学官の中核的人材としてグローバルに活躍する高度な人材を養成する質の保証された博士課程教育を確立

- 広範なコースワークや複数専攻制、研究室ローテーションなど研究室等の壁を破る統合的な教育を経て、独創的な研究活動を遂行する一貫した学位プログラムを構築
- Qualifying Exam *により質を保証する仕組みを、修士論文の作成に代えて博士課程（前期）修了時に行う場合の制度的取扱いや博士課程（後期）への受入要件を明確化
- 一貫制と区分制の博士課程のそれぞれの趣旨がより明確になるよう標準修業年限や修得単位数の在り方を検討するなど、一貫した博士課程教育の確立に必要な制度的検討
- 各大学と産業界等が積極的に連携し、社会人にとって魅力的な博士課程教育の構築と入学後の補完的な教育を提供

* 体系的なコースワーク等を通じて修得される博士論文作成に必要な基礎的能力の包括的な審査

成長を牽引する世界的な大学院教育拠点の形成

21世紀COEプログラムやグローバルCOEプログラムなどによる国際的に卓越した教育研究資源を土台としつつ、産業界等との連携を強化し、学位プログラムとして一貫した世界に通用する博士課程教育を行い、広く産学官にわたって国際社会で活躍し世界を牽引するリーダーを養成する世界的な大学院教育拠点の形成を推進

- 国内外の優秀な学生を選抜し、経済的支援を充実させ、多様な背景の学生が切磋琢磨しながら、研究室等の壁を破り複数分野を統合した教育、様々な分野の優秀な教員を結集した密接な研究指導を行う学位プログラムとして一貫した博士課程教育を構築する世界的な大学院教育拠点の形成を競争的・重点的に支援
- 併せて、制度的整備の検討や大学と産業界等との対話の場の設置により、産学官が一体となって世界を牽引するリーダーの養成を強力に推進し、「リーディング大学院」の形成を推進

外国人学生・日本人学生の垣根を越えた協働教育の推進

欧米のみならずアジアを含む諸外国の大学と連携し、日本人・外国人学生の垣根を越えた交流を通じた協働教育により、語学力を含むコミュニケーション能力や、異文化を理解し多文化環境下で新しい価値を生み出す能力を備えたグローバル人材を養成

- 海外の大学、研究機関等と国際的なネットワークを構築し、外国人教員の積極的な採用、外国人学生の体系的な受入れを充実するとともに、日本人学生の海外派遣を推進
- 学生の受入れ・派遣双方向での交流プログラムにより、日本人・外国人学生の垣根を越えた交流を通じた協働教育等を進める大学を支援
- ダブル・ディグリーの更なる推進、ジョイント・ディグリーが可能となるような制度的な対応の検討

3. 専門職大学院の質の向上

社会経済の各分野で指導的役割を果たすとともに、国際的にも活躍できるような高度専門職業人を養成する制度創設の理念に立ち返り、教育内容の充実と質の向上

- 専任教員の兼務の特例措置終了後の、専門職学位課程の教員組織の在り方や制度的対応の取扱いについて、博士課程（後期）との接続や、教員の学位課程及び専攻の壁を越えた連携協力、流動性の高い教員組織の整備の推進等の観点から、検討
- 認証評価機関が存在しない場合に認められている自己点検・評価とその外部検証による代替の特例措置（免除規定）を廃止
- 実務家教員の定義やその割合の取扱い等の明確化を検討
- 優れた理論と実務教育のバランスに配慮した体系的なカリキュラムの確立と、実務経験や分野の特性に応じた2年未満の標準修業年限の設定などを含む柔軟な対応
- 産業界や職能団体等との連携協力による、基礎的な知識・能力に関する共通的な到達目標の設定や教材開発等の取組及び特色ある教育拠点の形成を促進

4. 学問分野の特性に応じた改善方策

人文・社会科学系大学院の改善

- 博士課程修了者の多様なキャリアパスが確立されているとはいえ、円滑に学位授与へ導くプロセスや将来のキャリアパスの見通しを明らかにすることが重要な課題
- 教育機関、企業、行政機関、NPO等と連携し多様なキャリアパスを意識した教育を行うことが重要。インターンシップやフィールドワークなど実社会での経験を通じた教育や、国際的な研究経験、分野横断的な教育等の充実が必要
- 大学院が養成しようとする人材像に対する社会の理解を深め、学生が将来の見通しを描けるよう、基本的な教育情報を公表
- 研究テーマや研究方法、詳細な工程等を記載した研究計画の作成や研究進捗状況の中間発表等を通じ、学生と教員との間で学位授与に必要なプロセスを確認・共有

理工農系大学院の改善

- 博士課程の専門分化した教育内容やキャリア支援体制が多様なキャリアパスに十分に対応しているとは言えず、大学院教育の方向性と産業界等の期待とのミスマッチが課題
- 博士号取得者が産学官の様々な分野で中核的人材として活躍していくため、産業界等と一層緊密に連携するとともに、社会人の学修需要の高まりに応える質の高い博士課程教育を提供
- 実社会とつながりをもった教育の充実や学生の社会性の涵養などの観点から、インターンシップやPBLなどの取組を充実

医療系大学院の改善

- 学生の専門資格志向、医師・歯科医師臨床研修制度の導入など医療系大学院を取り巻く近年の変化が、研究者を志す学生の減少など、各分野の大学院学生のキャリア形成に大きく影響
- 生命科学や医療技術等の発展が著しい中、生涯を通じた研究マインドの涵養が求められており、医療系大学院には、生涯にわたる医療人のキャリア形成の中核的な役割を果たす必要
- 高度化・多様化する医療の動向等を見据え、課程修了時の到達目標を明確化し、他の医療機関や研究機関、他専攻等と有機的に連携し、面的に拡がりのある体系的かつ実践的な教育を展開

課題・背景

○情報技術の進展により、産業構造や社会が急速に変化する中で、科学技術を社会実装につなげ、**新たな価値の創造と社会変革をもたらすSociety5.0の実現やその先の時代の要請に対応した高度専門人材を育成することは喫緊の課題。**

○一方で、大学のリソースも限られていることから、新たな分野や融合分野といった多様化する社会ニーズへ対応していくためには、大学教育への産業界の参画は不可欠である。そのため、**産学の連携関係を密にし、実践力強化に向けた専門教育に革新するとともに、不断に見直し可能な教育体制を整備することが必要。**

内容

○産学共同で科学技術の社会実装に資する教育のエコシステム拠点を形成し、工学分野における主専攻・副専攻（メジャー・マイナー）、ダブルメジャーといった高度専門人材育成に必要な学部・大学院連結プログラムの先導的開発に向けた**フィージビリティスタディ（FS）を実施する大学を支援**（3拠点）

<拠点大学>

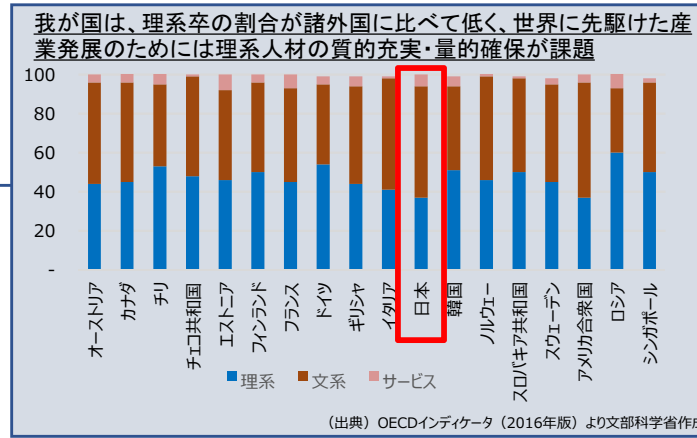
- ・学部と大学院の連結教育プログラム（メジャー・マイナー、ダブルメジャー）の先導的開発に向けた、現状把握・今後の展望、ターゲット、社会の受容レベルなどを明確化
- ・検証・検討結果を踏まえ、社会実装教育の実現に不可欠なモデルを作成（分野例：工学×医学，工学×経営学，工学×社会学，工学×心理学，工学×バイオ等）
- ・「大学における工学系教育の在り方について（中間まとめ）」等の有識者会議等で取りまとめられた内容を踏まえた取組を実施。特に、工学に共通する専門基礎カリキュラム作成、教員の教育業績評価制度の確立等

<運営拠点大学>

・実行シミュレーションを厳密に実施し、より実現可能性の高い計画を策定するために、事務局機能を運営拠点幹事大学が各拠点大学の取組状況を集約し、拠点にフィードバックすることで効率化するとともに、フィージビリティスタディの高精度化

【内訳】

3拠点×@0.3億円，1件×@0.1億円（運営拠点）

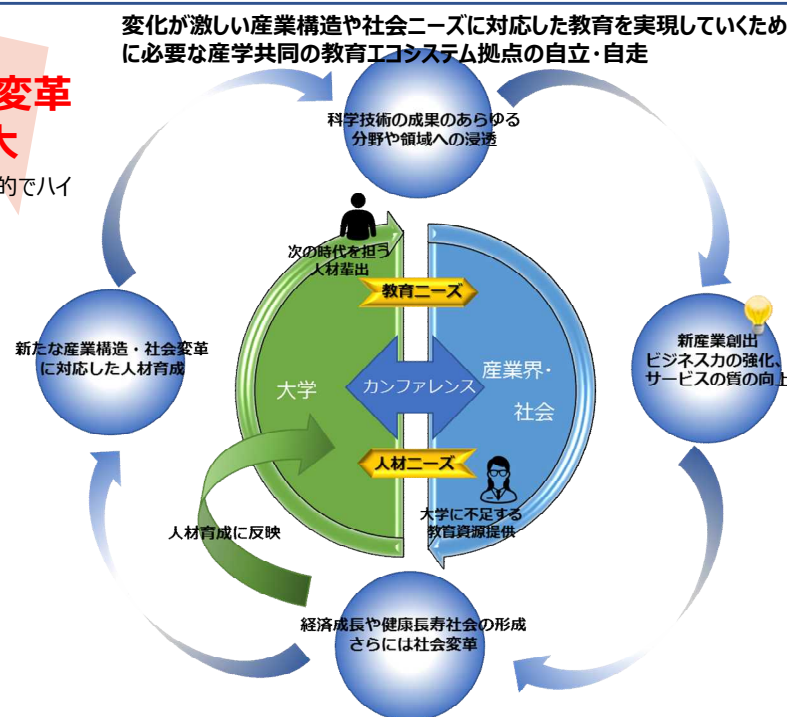


新たな価値の創造と社会変革をもたらす人材の量的拡大

高い専門性と俯瞰的知識を身につけたより実践的でハイブリッドな人材の量的拡大・質的充実を図る

学部・大学院連結教育プログラム構築

フィージビリティスタディの検証・検討結果を踏まえ、各大学の強み・特色を活かした学部・大学院連結プログラムの開発



フィージビリティスタディ

実施

<改訂後のシステム> 第四次産業革命・Society5.0 (AI・ビッグデータ・IoT) の実現とその先の新たな時代を創り出す人材の輩出

1. 基礎教育の充実
 ・工業基礎(数学、物理、生物)
 ・情報処理教育の充実
 ・工学倫理・安全教育
 ・マネジメント(知財教育、起業教育)

2. 工学共通基礎教育の強化
 ・6年一貫教育(専門分野+情報教育)
 ・他の学問分野との融合

大阪医科大学 定年規則

(昭和51年4月1日施行)

第1条 この規則は、大阪医科大学就業規則第42条の3の規定により職員の定年に関する事項を定める。

第2条 定年は満65才とする。

第3条 定年による退職日は定年に達した日の属する学年度の末日とし、退職日に退職の効果が生じるものとする。

第4条 定年退職者のうち、法人が必要と認めた者に対しては、嘱託として再雇用することができる。ただし、その期間は1年以内とし、必要によりこれを更新することができる。

第5条 この規則の改廃は、理事会が行う。

附 則

- この規程は、昭和51年4月1日から施行する。
- この規程は第2条の定めにかかわらずこの規程施行の際法人に在籍する職員のうち昭和51年度中に満57才以上の年令に達する者の定年は次の通りとする。

昭和51年度中に達する年令	定 年
満61才以上	満70才
満60才	満69才
満59才	満68才
満58才	満67才
満57才	満66才

附 則

この改正は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

この改正の際在籍する大学教育職員のうち平成13年度中に達する年令により定年は次の通りとする。

平成13年度中に達する年令	定 年
満59才以上	満68才
満58才	満67才
満57才	満66才
満56才以下	満65才

附 則

この改正は、平成29年12月12日から施行する。

履修モデル

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数	医療科学コース			社会健康医療学コース				
				①	②	③	①	②	③		
専門科目	共通科目	生体機能構造学概論	1前	2	○		○	○			
		病理病態学概論	1前	2		○	○	○			
		臨床内科学概論	1後	2	○				○	○	
		臨床外科学概論	1後	2	○	○				○	
		総合医療・救急医療学概論	2前	2			○	○	○		
		泌尿生殖・発達医学概論	2前	1		○	○		○		
		感覚器機能形態医療学概論	2前	1		○				○	
		医療統計学基礎	1前	2	○	○		○	○	○	
		公衆衛生学基礎	1前	1			○	○	○	○	
	医療科学	検査診断学演習	1通	2	○	○	○				
		治療学演習	1通	2	○	○					
		医科実験演習	2通	2			○				
		医療機器開発概論	2後	1	○						
		社会健康医療学	病院災害危機管理総論	1前	1						○
			多職種連携と病診連携総論	1後	2					○	○
	急性期・慢性期医療総論		2後	1						○	
	公衆衛生学・疫学の基本		1後	2				○	○		
	社会健康医療データ・サイエンス演習		1後	1				○			
		社会行動科学概論	1後	1				○	○		
特別研究		1-2通	8	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
必修科目	統合講義	1通	10	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
合計		—	—	31	30	30	31	31	30		

◎：必修科目 ○：選択科目

医療科学コース①：医療分野での研究開発を目指す工学部出身者

医療科学コース②：キャリアアップを目指す病院勤務の診療放射線技師

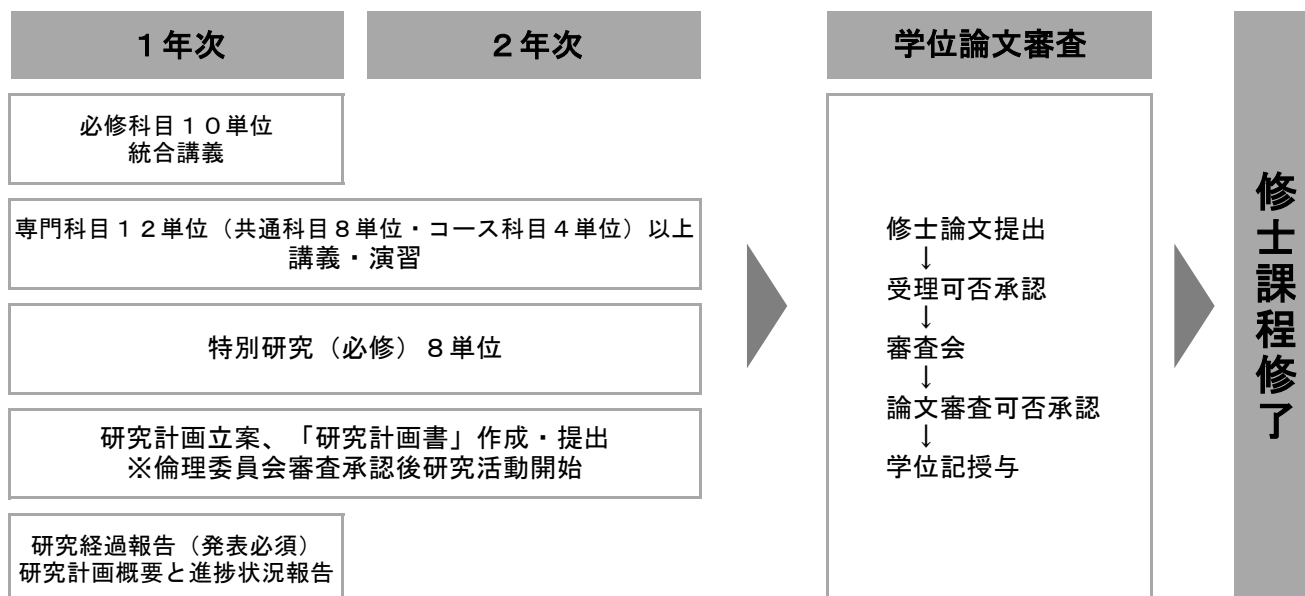
医療科学コース③：キャリアアップを目指す病院勤務の理学療法士

社会健康医療学コース①：保健・福祉に関するデータ活用力の獲得を目指す行政担当者

社会健康医療学コース②：キャリアアップを目指す保健・福祉施設勤務の保健師

社会健康医療学コース③：病院勤務を目指す医療経営系学部出身者

医学研究科修士課程修了までのスケジュール



概要

共通科目：あらゆる医療分野の研究に必要な基本的知識、考え方、研究規範を教授する

専門科目：選択必修科目の講義、演習を通して基礎的レベルから最新の理論や研究技法について教授する

特別研究：文献検索と現状分析により課題を抽出し、テーマ設定を明確にして研究計画書作成指導する

※課程修了要件

必修科目（統合講義）10 単位、専門科目 12 単位（共通科目 8 単位・コース科目 4 単位）以上、特別研究 8 単位の合計 30 単位以上取得、研究経過報告発表、学位論文審査

医学研究科修士課程 年次別行事

	行事	提出書類（必須）
1 年次	4 月 入学宣誓式 前期授業開始 5 月 研究指導教員の決定 6 月 研究計画立案 研究計画書の作成 倫理委員会審査 10 月 後期授業開始 2 月 研究経過報告	4 月 履修届/現住所等確認書類/勤務 確認書類 他 6 月 研究計画書 1 月 研究経過報告用抄録 3 月 研究進捗状況報告書
2 年次	4 月 前期授業開始 6 月 研究計画書の作成 7 月 研究経過報告 10 月 後期授業開始 2 月 論文審査	4 月 履修届/現住所等確認書類/勤務 確認書類 他 6 月 研究計画書 研究経過報告用抄録 1 月 修士論文

大阪医科大学 大学院学位規程

(昭和36年4月1日施行)

(目的)

第1条 大阪医科大学大学院（以下、「本大学院」という。）学位規程は、学位規則（平成3年文部省令第217号）第13条の規程に基づき、論文審査の方法、試験、学力の確認の方法等学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 この規程に基づいて授与する学位は、博士（医学）、修士（看護学）及び博士（看護学）とする。

(学位授与の要件)

第3条 学位は、本大学院学則の定めるところにより、課程を修了した者に授与する。

2 前項に規定するもののほか、博士（医学）については、語学試験及び提出した学位論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程に4年以上在学して所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することが試験により認められたものに授与する。

(課程による者の学位論文の提出)

第4条 医学研究科博士課程及び看護学研究科博士後期課程による者が学位論文を提出するときは、次の書類に審査手数料を添え、在学期間中所定の時期に指導教授を経て当該研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願
- (2) 学位論文（主論文）
- (3) 参考論文
- (4) 論文目録
- (5) 主論文の内容抄録
- (6) 履歴書
- (7) その他本学が指定する書類

2 医学研究科に4年以上在学し、所定の単位を取得して退学した者の取り扱いについては、別に定める。

3 看護学研究科博士前期（修士）課程による者が学位論文を提出するときは、次の書類に審査手数料を添え、在学期間中所定の時期に指導教授を経て当該研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願
- (2) 学位論文（主論文）
- (3) 参考論文
- (4) その他本学が指定する書類

(学位論文及び審査手続料の返付)

第5条 受理した学位論文及び審査手続料は、いかなる事由があっても返付しない。

(学位論文の審査)

第6条 当該研究科長は、学位論文を受理したとき、当該研究科教授会（以下、「研究科教授会」という。）に、その審査を付託するものとする。

(審査委員)

第7条 研究科教授会は、前条の付託に基づき、その都度学位論文審査委員（以下、「審査委員」という。）3名以上を定める。

2 審査委員には、必要に応じ、研究科委員以外の本学教員をあてることができる。

(審査委員の職責)

第8条 審査委員は、学位論文の審査及び試験を行う。

2 審査委員は、学位論文の提出者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることがある。

(最終試験)

第9条 本大学院の課程による者の試験は最終試験として、所定の単位を取得又は取得見込であり、かつ、学位論文の審査を終了した者に対し、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(審査期間)

第10条 学位論文の審査及び試験は、論文を受理した後1年以内に終了しなければならない。

(審査委員の報告)

第11条 審査委員は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、論文審査の要旨及び試験の成績について、文書をもって、研究科教授会に報告しなければならない。ただし、修士の学位については、学位を授与できるか否かの意見のみを報告すれば足りるものとする。

(研究科教授会の議決)

第12条 研究科教授会は、前条の報告に基づき課程修了の可否につき議決する。

2 前項において可決を行うには、研究科教授会構成員（海外出張中、休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 医学研究科においては、医学研究科教授会が必要と認めたときは、その都度審査委員を委嘱した本学専門教授を議決に加えることができる。

4 研究科教授会は第7条第2項により審査委員を前項に規定する者以外の者に委嘱した場合、その者を出席させ意見を徴することができる。

- 5 研究科教授会が議決をしたときは、当該研究科長は学長に文書で報告し、学長は報告内容を踏まえ決定する。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第13条 第3条第2項により学位論文を提出して博士(医学)の学位を請求しようとする者は、次の書類に審査手数料及び審査料を添え、学長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書
- (2) 学位論文(主論文)
- (3) 参考論文
- (4) 論文目録
- (5) 主論文の内容抄録
- (6) 履歴書
- (7) 研究実績報告書
- (8) 研究歴証明書(該当者のみ)
- (9) その他本学が指定する書類

- 2 学長は、学位論文の受理の可否について、医学研究科教授会の意見を踏まえ決定する。

(課程を経ない者の試験並びに試問)

第14条 第3条第2項に規定する語学試験の検定料は、2万円とする。また、一旦納入した検定料は、如何なる理由があっても還付しない。

- 2 第3条第2項に規定する試験は、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとし、併せて、専攻学術に関し、博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有し、かつ、研究を指導する能力を有するか否かについて行うものとする。

(課程を経ない者の審査等準用規定)

第15条 第3条第2項に規定する学位論文の受理、審査、試験等に関しては、第5条から第8条まで並びに第10条から第12条までを準用する。

- 2 前項の準用条項においては「審査手数料」は「審査手数料並びに審査料」と、「当該研究科長」は「学長」と、「課程修了の可否」は「論文の合否」と読み替えるものとする。

(学位の授与)

第16条 学長は、第12条の議決に基づいて第3条第1項による者については課程修了の可否を、第3条第2項による者についてはその論文の合否を決定し、課程修了又は論文の合格を決定した者には所定の学位記を交付する。

- 2 課程修了の否、又は論文の不合格を決定した者には、その旨通知する。

(報告及び審査要旨の公表)

第17条 学長は、前条により博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内にその学位論文の要旨並びに論文審査の結果の要旨を、インターネットを利用し

て公表するとともに、授与した博士の学位に関わる所定の報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

2 前項の報告書を提出後、大阪医科大学雑誌に掲載して印刷公表する。

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、その学位論文を書籍又は学術雑誌等により、印刷公表若しくはインターネットを利用して公表しなければならない。ただし、学位を授与される前にすでに公表したときはこの限りでない。

(学位名称)

第19条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「大阪医科大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第20条 本学の学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は研究科教授会の意見を踏まえ、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 研究科教授会において前項に規定する学位の取消しを決するためには研究科委員総数の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位記の様式)

第21条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(学位記の再交付)

第22条 学位記の再交付を受けるときは、その事由を具し、再交付手数料を添え、学長に願い出なければならない。

(審査手数料、審査及び学位記再交付手数料)

第23条 学位論文の審査手数料並びに審査料及び学位記の再交付手数料は別表のとおりとする。なお、審査料に関わる詳細については、別に定める。

(改 廃)

第24条 本規程の改廃は、医学研究科教授会並びに看護学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和36年4月1日から施行する。
- 2 昭和31年1月20日付校大第505号をもって文部大臣認可の大阪医科大学学位規定は昭和36年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正は、昭和55年6月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成3年12月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年9月25日から施行する。

別表 1

様式 1 (第 3 条第 1 項該当者の場合)

修士 (看護学)

第 号	年 月 日	大阪医科大学 印	本学大学院看護学研究科の前期博士課程を 修了したので修士(看護学)の学位を授与す る。	年 月 日生	氏 名	本籍(都道府県名)	学 位 記
--------	-------------	-------------	---	--------------	--------	-----------	-------------

博士 (看護学)

第 号	年 月 日	大阪医科大学 印	本学大学院看護学研究科の後期博士課程を 修了したので博士(看護学)の学位を授与す る。	年 月 日生	氏 名	本籍(都道府県名)	学 位 記
--------	-------------	-------------	---	--------------	--------	-----------	-------------

博士（医学）

第 号	大阪医科大学 ㊤	年 月 日	本学大学院医学研究科の博士課程を修了したので博士（医学）の学位を授与する。	年 月 日生	氏 名	本籍（都道府県名）	学 位 記
--------	----------	-------------	---------------------------------------	--------------	--------	-----------	-------------

様式 2（第 3 条第 2 項該当者の場合）

第 号	大阪医科大学 ㊤	年 月 日	本学に学位論文を提出し所定の審査および試験に合格したので博士（医学）の学位を授与する。	年 月 日生	氏 名	本籍（都道府県名）	学 位 記
--------	----------	-------------	---	--------------	--------	-----------	-------------

別表 2

審査手数料及び審査料（第 22 条）

項目		金額
審査手数料		50,000 円
審査料	① 第 3 条第 1 項に該当する者	免除
	② 第 3 条第 2 項に該当する者のうち、本学に籍を置き、本学教授の指導を受けた者	150,000 円 又は 300,000 円
	③ 第 3 条第 2 項に該当する者のうち、本課程を経ない者で②以外の者	500,000 円
	④ 上記①～③以外の者	600,000 円
学位記再交付手数料		30,000 円

※詳細は、大阪医科大学大学院学位規程施行細則に拠る。

大阪医科大学 研究倫理委員会規程

(昭和61年2月19日施行)

(目的)

第1条 この規程は、大阪医科大学（附設医療施設含む。）、大阪医科大学附属病院（以下、「本学」という。）において行われる、人を対象とする研究（以下、「研究」という。）について、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理上の指針を与えることを目的とする。

(委員会の設置)

- 第2条** 本学における研究の倫理審査及び適切な実施に必要な指導助言を行うため、大阪医科大学研究倫理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会の設置者は、研究機関の長とする。
 - 3 委員会に関する事務は、研究推進課が担当し、当該事務担当を「研究倫理委員会事務局」という。

(定義)

- 第3条** 研究機関の長は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の定めにより、法人の代表者とする。
- 2 本学は、前項の権限を学長に委任することとする。
 - 3 研究責任者とは、研究に係る業務を統括する実施責任者をいう。実施責任者は、医学部においては本学所属の所属長であり、教授、専門教授、センター長、診療科長、各委員会委員長等を指す。看護学部においては本学所属の領域長であり、教授等を指す。
 - 4 研究者等とは、研究責任者の指示の下、研究に携わる者（本学所属の教職員であること。）をいう。

(責務)

- 第4条** 委員会の責務は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 研究者等からの研究計画の審査申請に応じ、倫理的観点及び科学的観点から審査しなければならない。
 - (2) 学長の諮問に応じ、又は学長に意見を具申するため、研究の適正な実施に関し倫理的観点及び科学的観点から審査しなければならない。
 - (3) 委員会の議事要旨は、公開されなければならない。ただし、公開することによって、試料等提供者又はその家族等の人権、研究に係る独創性又は特許権などの知的財産権の保護に支障が生じるおそれがある部分は、非公開とすることができる。
 - (4) その他、この規程に定める責務を果たすものとする。
- 2 第7条に定める専門部会の責務は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 委員長から、研究計画の適否その他の事項について意見を求められた場合には、倫理的観点とともに科学的観点を含めて、独立の立場で厳格に調査及び審査し、文

書により意見を述べなければならない。

- (2) 委員長から、研究を遂行する上で生じた倫理上の疑問等につき意見を求められた場合には、意見を述べなければならない。
- (3) 専門部会の議事要旨は、公開されなければならない。ただし、公開することによって、試料等提供者又はその家族等の人権、研究に係る独創性又は特許権などの知的財産権の保護に支障が生じるおそれがある部分は、非公開とすることができる。
- 3 委員及び部会員は、誠実に審議に加わり、職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- 4 申請に対する審査が終了したときは、委員長は速やかに、審査結果を研究者等に通知しなければならない。
- 5 委員長は研究責任者に対し、指針等に従い研究の実施状況について、1年に1回以上研究進捗状況等報告書を学長に提出させなければならない。
- 6 学長は前項の提出があった場合において、必要と認めるときは委員会を開いたうえで、若しくは委員長に意見を聞いたうえで、承認した研究の実施方法の改善、中止又は研究計画の変更を命じることができる。
- 7 学長は、中止を命じた研究の再開又は変更を命じた研究の実施計画を承認する場合には、あらかじめ委員会の意見を聴かななければならない。
- 8 委員長は、委員会が承認した研究期間終了後、又は研究が中止された場合、研究責任者に対し、速やかに研究中止・終了報告書を提出させなければならない。
- 9 委員、部会員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならない。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 本学研究者9名
 - (2) 学外の学識経験者1名
 - (3) その他、委員会が必要と認める者若干名
- 2 委員は、医学部及び看護学部教授会の意見を聞き、学長が決定する。
 - 3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、学外の委員を除き、引き続き2期を超えて委嘱することはできない。
 - 4 委員会に委員長をおき、委員の互選によりこれを選出する。
 - 5 委員会に副委員長をおき、委員の互選によりこれを選出する。また、副委員長は、常設する専門部会と同数置くものとし、学長が委嘱する。
 - 6 副委員長のうち1名は、委員長に事故があるとき、その職務を代行する。
 - 7 委員会は、男女両性で構成されなければならない。

(委員会の成立要件・議事決定)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ成立しない。ただし、委員が委

員会に欠席する場合であっても、あらかじめ委員長に審議事項についての意見書と当該委員の権限を委員長に一任する委任状を提出した場合は、当該委員は出席したものとして取り扱うものとする。

- 3 委員会の議事及び審議は、書面においての意思表示も含め、全会一致をもって決定するように努める。ただし、全会一致の決議に至らなかった場合は、出席委員の過半数の同意を得た意見を結論とする。
- 4 委員長は、総数、定足数及び議決数に計上する。
- 5 学長、審議の対象となる研究の研究責任者及び研究者等は、委員会の審議に参加してはならない。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、申請者又は部会員以外の者に出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 特定の課題を審査する必要がある場合は、委員会に、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会は、委員会の学長に対する意見具申をもって、又は学長の命によりこれを設ける。
- 3 専門部会の構成は、各専門部会の細則において定める。
- 4 専門部会員は委員会において選任し、専門部会部会長は委員会が委員会の委員長又は副委員長の中から1名を推薦し、いずれも医学部及び看護学部教授会の議を経て学長が委嘱する。
- 5 専門部会は、当該課題について委員会に代わって審査する。
- 6 専門部会の審査結果は、委員会の審査結果として、委員長が委員会名をもって外部に表示することができる。
- 7 専門部会はこの規程に則り、別に定める細則によって、これを運営する。

(審査の申請)

第8条 研究者等が、人を対象とする研究を行おうとするときは、各倫理指針および法令等に基づき設置された各専門部会に対し、当該研究計画の倫理性及び科学性の審査を申請するものとする。ただし、いずれの専門部会にも該当しないときは、委員会に対し申請するものとする。

- 2 前項の申請は、委員長に提出しなければならない。

(審査)

第9条 委員会又は専門部会は、申請内容の説明を受けるため、研究者等に出席を求めることができる。ただし、出席を求めない場合は、書類審査とすることができる。

- 2 委員又は部会員は、自己の申請にかかる案件については、審議及び採決に参加することはできない。
- 3 審査の判定は、次の各号に掲げる表示によって行う。
 - (1) 計画は妥当である。

- (2) 条件付で認める。
 - (3) 計画変更を勧告する。
 - (4) 計画は妥当でない。
 - (5) 審査に該当しない。
- 4 審査の判定が前項第2号から第5号の場合には、審査結果通知書に、承認の条件、変更を勧告する理由、妥当ではないとする理由、該当しないとする理由等について、これを付記するものとする。

(迅速審査)

第10条 研究者等から書面により理由を付して要請があった場合、委員会は、次の各号に掲げる事項の審査について、委員長があらかじめ指名した委員による迅速審査を行うことができる。迅速審査の結果は、その審査を行った委員以外の全ての委員に報告されなければならない。

- (1) プロトコルが確立されている多施設共同研究等で、既に当該研究の代表研究者または、代表責任者等の主たる研究機関の委員会等で審査を受け、その実施について承認された研究
 - (2) 既に当該委員会で承認された研究に準じて類型化されている研究
 - (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないもの、又は軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査で、迅速な対応が必要であると委員長が判断した研究
 - (4) 第1号から第3号以外の研究又は倫理審査が必要な研究等で、迅速な対応が必要であると委員長が判断した研究等
- 2 前項の報告を受けた委員は委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について改めて委員会における審査を求めることができる。この場合において、委員長は相当の理由があると認めるときは、委員会を速やかに開催し、当該事項について審査しなければならない。
- 3 専門部会における迅速審査については、「委員会」を「専門部会」、「委員長」を「部会長」、「委員」を「部会員」と読み換える。

(審査の留意点)

第11条 第8条の申請に対する審査は、次の各号に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 社会的及び学術的な意義を有する研究の実施
- (2) 研究分野の特性に応じた科学的合理性の確保
- (3) 研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益の総合的評価
- (4) 事前の十分な説明及び研究対象者の自由意思による同意
- (5) 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮
- (6) 個人情報等の保護
- (7) 研究の質及び透明性の確保

(再申請)

第12条 審査の結果、研究の許可を受けた者が、申請をした研究実施計画書の内容を変更しようとするときは、委員長に対し、変更しようとする内容を遅滞なく申請しなければならない。ただし、軽微な変更は、除くものとする。

2 前項の申請を受けた委員長は、必要があると認めるときは、変更しようとする研究計画について、改めて審査の手続きをとるものとする。

(再審査)

第13条 研究者等は、審査結果に異議がある場合には、委員長に再審査の請求をすることができる。委員会は、再審査の請求内容を検討し、再度、判定を行うものとする。

2 前項の再審査請求は、不服の理由を明らかにした上、審査の申請に準じて行わなければならない。

(審査証明)

第14条 研究論文の雑誌掲載等のために、この規程による審査の結果につき証明の申請があったときは、委員長は審査を受けた研究計画と現に遂行された研究の同一性を認定した上、これを行う。

(答申等)

第15条 学長から研究の適正な実施に関し、倫理的観点及び科学的観点について諮問があったときは、委員会はこれについて審議をし、審議の結果を学長に答申しなければならない。

2 委員会は必要に応じて、研究の適正な実施に関し倫理的観点及び科学的観点について、学長に意見を具申することができる。

3 委員長は、第4条第4項の審査の結果又は第13条の再審査の結果を直ちに学長にその旨報告を行ない、当該研究実施の許可を得なければならない。委員会の事務は、研究者等に実施の許可の通知をしなければならない。

(審査資料の保管期間・保管場所・保管責任者)

第16条 研究計画の審査に関する書類の保管期間については、法令等に特に定めのある場合を除き10年とする。

2 保管年限は、当該研究の審査が行われた日から起算する。

3 保管場所は、「大阪医科大学研究倫理委員会業務手順書」に従う。

4 保管責任者は、学長とする。ただし、学長より指名されたものが保管管理を徹底する。

(英文名称)

第17条 委員会の英文名称は、Ethics Committee of Osaka Medical Collegeとする。

(改 廃)

第18条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規則は、昭和61年2月19日より施行する。

附 則

この改正は、平成2年1月24日より施行する。

附 則

この改正は、平成13年3月7日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年3月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年6月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年7月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年1月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年3月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

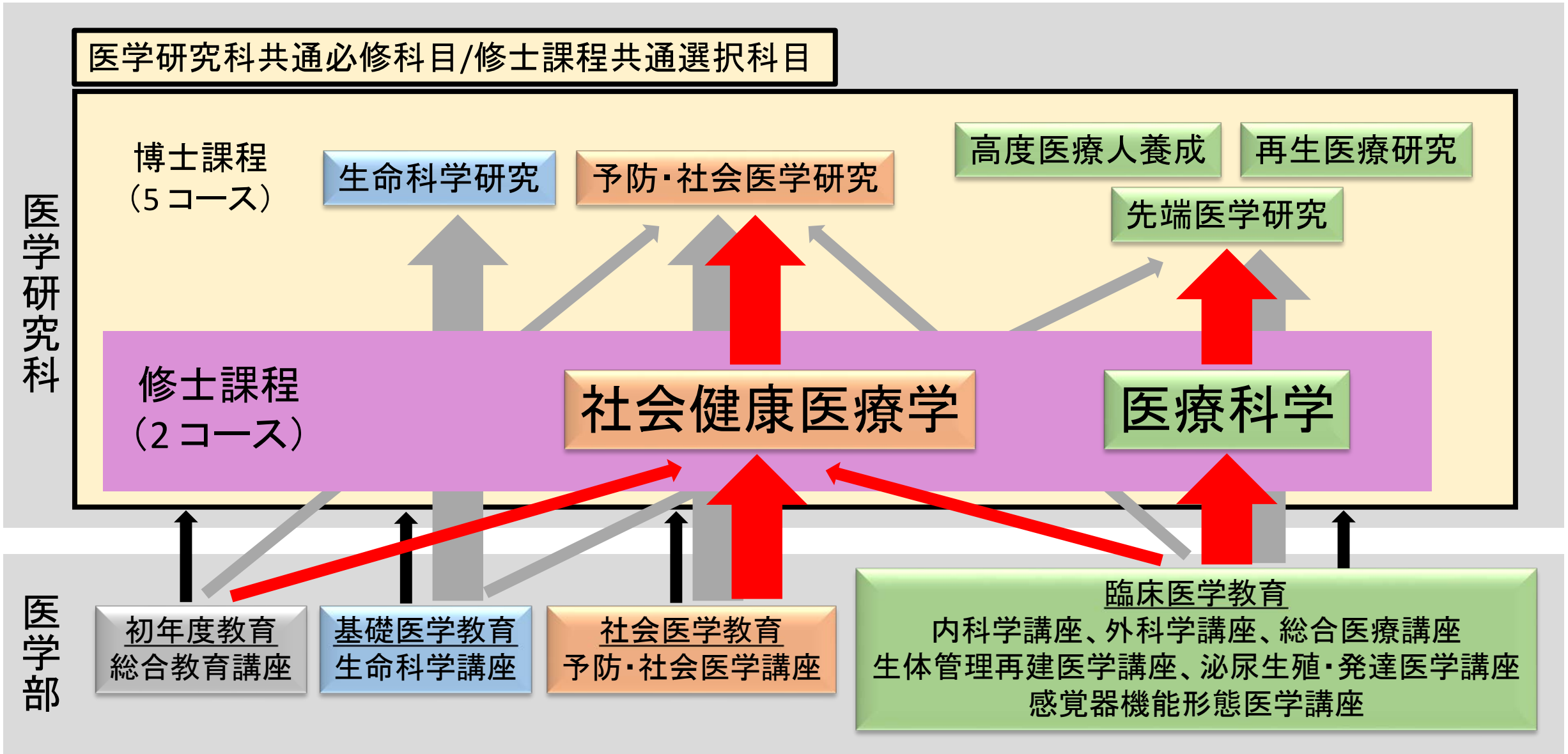
この改正は、平成30年4月13日から施行する。

資料 1 1

2016 年度大阪医科大学図書館の基礎データ
(データベース、電子ジャーナル契約先含む)

図書数	看護学系 23,677 冊、医学系 218,629 冊
学術雑誌数	看護学系 3,630 種、医学系 12,586 種
電子ジャーナルタイトル数	看護学系 5 種、医学系 11,308 種
電子ジャーナルの整備	①オンライン雑誌一覧
デジタルデータベースの整備	http://www.osaka-med.ac.jp/deps/lib/olj98.html ②メディカルオンライン http://www.meteo-intergate.com/library/index.php?Use
閲覧席数	全席数 250 席
レファレンスルーム	館内に共通エリアとして存在
検索手法	OPAC による検索
デジタル検索法	学内限定 ①医中誌 WEB ②JCR Web ③今日の診療 WEB ④Ovid Web Gateway ⑤CINAHL その他 ①Amedeo ②Google Books ③Google ニュース日本語版 (新聞記事など) ④Google Scholar (学術論文) ⑤Instructions to Authors in the Health Sciences ⑥医薬品情報データベース検索サービス (日本医薬情報センター提供) ⑦MEDLINEplus ⑧PubMed ⑨Scirus (Elsevier) ⑩「診療ガイドライン」(Minds 医療情報サービス) ⑪「診療ガイドライン」データベース (東邦大学医学メディアセンター) ⑫雑誌記事索引 (国立国会図書館の資料検索ページ)

大阪医科大学の教育研究における医学部、修士課程および博士課程の関係図



大阪医科大学大学院医学研究科長期履修規程

(平成22年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪医科大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第8条第3項の規定に基づき、大阪医科大学大学院医学研究科医学専攻博士課程における長期履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長期履修を申請することができる者は、原則として社会人入学試験を経て入学し、長期履修をあらかじめ希望する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 病院、官公庁、企業等に正職員として在職（自営業含む）している者（パートタイム勤務不可）
- (2) 育児、介護等の事情を有する者
- (3) 在学中に第1号要件に該当することが確定した者
- (4) その他、医学研究科長が相当と認めた者

2 前項第4号については、学位論文掲載証明の取得遅れ等を事由にする場合を除く。

(期 間)

第3条 長期履修期間は、大学院学則第8条第1項に定める標準修業年限4年に1年を加えた5年間とする。

- 2 在学年限については、長期履修の適用の有無にかかわらず、大学院学則第8条第4項に準ずる。
- 3 長期履修をする学生は、大学院学則第8条第1項に定める在学年限の特例の適用を受けることはできない。

(申 請)

第4条 入学を志願する者で長期履修を希望する者は、別表に定める書類を、指導教授を経て入学願書提出時に提出しなければならない。

- 2 在学生が新たに長期履修を希望する者は、別表に定める書類を、指導教授を経て提出しなければならない。

(許 可)

第5条 長期履修の許可は、前条の申請後、速やかに大学院委員会が審査を行い、医学研究科教授会の議を経て学長が行う。

(辞 退)

第6条 前条において長期履修を許可された者が辞退を希望する場合には、別表に定める必要書類及び提出期間に基づき、当該手続を行わなければならない。

(履 修)

第7条 長期履修を許可された者は、指導教授の指示の下において計画的に履修を行わなければならない。

(学費等)

第8条 長期履修を許可された者の学費については、標準修業年限の4年間については大学院学則第25条の3に基づく授業料年額35万円及び実習料年額15万円とし、長期履修適用の5年目については授業料を徴収しない。ただし、5年目については、実習料年額15万円に加え、長期履修登録料年額35万円を納入しなければならない。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修の実施に関し必要な事項等は大学院学則を準用し、必要に応じて医学研究科教授会が定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、医学研究科教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成22年度及び平成23年度入学者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

<p>必要書類</p>	<p>第2条第1項第1号該当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 長期履修申請書（別記様式第1） ② 在職（就業）証明書（職業を有することが確認できる書類。入学試験出願時においては受験承諾書をもって代えることができる。） ③ その他必要と認める書類 <p>第2条第1項第2号該当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 長期履修申請書（別記様式第1） ② 次のうち該当する書類 <ul style="list-style-type: none"> ア 母子手帳等、出産予定あるいは出産したことを証明する書類 イ 介護認定書あるいは介護を必要とすることを記した医師の証明書および住民票等の被介護者との関係がわかる書類 <p>第2条第1項第3号該当者</p> <p>第2条第1項第1号該当者と同様の書類</p> <p>第2条第1項第4号該当者</p> <p>相当と認めるための当該事由を明らかにすることができる公的機関、病院等の証明書</p> <p>第6条該当者</p> <p>長期履修辞退願（別記様式第2）</p>
<p>提出期間</p>	<p>入学生：大学院入学試験出願時 在学学生：第3学年在籍時12月の大学院委員会が定める時期</p>
<p>提出先</p>	<p>学務部大学院課</p>

医学研究科医科学専攻（修士）第1学年時間割

	時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1 年 前 期	1	9:00～ 10:30					特別研究
	2	10:40～ 12:10					特別研究
	3	13:00～ 14:30					
	4	14:40～ 16:10					
	5	16:20～ 17:50	統合講義 (17:00～ 20:00)			生体機能構 造学概論	
	6	18:00～ 19:30		医療統計学 基礎		病理病態学 概論	病院災害危 機管理総論
	7	19:40～ 21:10		公衆衛生学 基礎		検査診断学 演習	治療学演習
1 年 後 期	1	9:00～ 10:30					特別研究
	2	10:40～ 12:10					特別研究
	3	13:00～ 14:30					
	4	14:40～ 16:10					
	5	16:20～ 17:50	統合講義 (17:00～ 20:00)			臨床内科学 概論	社会行動科 学概論
	6	18:00～ 19:30		多職種連携 と病診連携 総論		臨床外科学 概論	社会健康医 療データ・ サイエンス 演習
	7	19:40～ 21:10		公衆衛生 学・疫学の 基本		検査診断学 演習	治療学演習

黄：共通科目、緑：医療科学コース科目、青：社会健康医療学コース科目

医学研究科医科学専攻（修士）第2学年時間割

		時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
2 年 前 期	1	9:00～ 10:30						特別研究
	2	10:40～ 12:10						特別研究
	3	13:00～ 14:30						
	4	14:40～ 16:10						
	5	16:20～ 17:50						
	6	18:00～ 19:30	総合医療・ 救急医療学 概論	医科実験演 習		感覚器機能 形態医療学 概論	泌尿生殖・ 発達医療学 概論	
	7	19:40～ 21:10						
2 年 後 期	1	9:00～ 10:30						特別研究
	2	10:40～ 12:10						特別研究
	3	13:00～ 14:30						
	4	14:40～ 16:10						
	5	16:20～ 17:50						
	6	18:00～ 19:30		医科実験演 習		医療機器開 発概論	急性期・慢 性期医療総 論	
	7	19:40～ 21:10						

黄：共通科目、緑：医療科学コース科目、青：社会健康医療学コース科目

大阪医科大学 大学院学則

(昭和34年4月1日施行)

第1章 総則

第1条 大阪医科大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、学校教育法に基づき、医学及び看護学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第2条 本大学院は、第5条に規定する博士課程において研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

第3条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況を把握し、適切な事項について必要な体制をとりながら教育研究の改善に努める。

第4条 本大学院は、教育研究活動の状況について、第三者機関による評価を一定期間毎に受けるものとする。

第2章 組織

第5条 本大学院に医学研究科及び看護学研究科を置く。

2 医学研究科に博士課程を置く。

3 看護学研究科に博士課程を置く。ただし、博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。

第6条 医学研究科に医学専攻を置き、次のコースを置く。

- (1) 予防・社会医学研究コース
- (2) 生命科学研究コース
- (3) 高度医療人養成コース
- (4) 再生医療研究コース
- (5) 先端医学研究コース

2 看護学研究科に看護学専攻を置き、前期課程には次のコースを置く。

- (1) 教育研究コース
- (2) 高度実践コース

第3章 収容定員

第7条 医学研究科は、入学定員54名、収容定員216名とする。

- 2 看護学研究科は、博士前期課程を入学定員8名、収容定員16名とし、博士後期課程を入学定員3名、収容定員9名とする。

第4章 在学年限

第8条 医学研究科の在学年限は、4年を標準とし、特に優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 看護学研究科の在学年限は、博士前期課程2年、博士後期課程3年を標準とする。
- 3 職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えての教育課程の履修及び修了（以下、「長期履修」という。）を希望する場合には、指導教授を経て学長の許可を得ることにより、長期履修を行うことができる。
- 4 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 前項及び第3項の規定に関わらず、特別の理由により指導教授を経て学長の許可を得た場合には、在学年限を医学研究科においては8年まで、看護学研究科博士前期課程においては4年まで、同博士後期課程においては6年まで延長することができる。

第5章 授業科目及び履修方法

第9条 医学研究科医学専攻及び看護学研究科看護学専攻における授業科目及び単位数は別表のとおりとする。

第10条 授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 大学院生は、所定の単位を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、かつ、最終試験に合格しなければならない。
- (2) 指導教授が研究指導上必要と認め、かつ、他大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、当該研究科教授会の意見を踏まえ、学長が他大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、必要な授業科目の単位を修得していることを原則とする。
- (3) 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- (4) 大学院での既修得単位については、当該研究科教授会の意見を踏まえ、学長が上限10単位まで認定することができる。
- (5) 第1号、第2号、第3号及び前号のほか、履修方法の細目は、別に定める細則による。

第6章 学位

第11条 医学研究科に4年以上（第10条第1号又は第2号ただし書きに該当する者については、3年以上）在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試

験に合格した者には、博士（医学）の学位を授与する。

- 2 看護学研究科に所定の標準年限以上在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、博士前期課程では修士（看護学）を、博士後期課程では博士（看護学）の学位を授与する。

第12条 医学研究科の博士課程を経ない者にあつて、学位論文を提出し、その審査の結果、第11条と同等以上の内容を有するものと認められ、かつ、専攻学術に関し同様の学識を有することを試問により確認された者に、博士(医学)の学位を授与する。

第13条 学位論文の審査及び試験の方法、その他学位に関する必要な事項は、別に定める学位規程及び細則による。

第7章 入学、休学、転学及び退学

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、やむを得ず退学をした者が再入学する場合には、当該研究科教授会の議を経て学長がその時期を定める。

第15条 医学研究科に入学を志願することのできる者の資格については、入学試験要項に定める。

- 2 看護学研究科に入学を志願することのできる者の資格については、入学試験要項に定める。

第16条 入学検定は、人物、学力等について行うものとする。試験の方法は、その都度定める。

第17条 入学を許可された者は、定められた期日内に入学手続きを終了し、同時に入学金を納付しなければならない。

第18条 大学院生が病気その他事故により3か月以上休学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学長に所定の休学願を提出しなければならない。

第19条 休学者が復学しようとするときは、前条の手続きに準ずる。

第20条 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の理由があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。休学期間は、在学年数に算入しない。

第21条 大学院生が病気その他の理由で退学しようとするときは、学長に所定の退学願を提出しなければならない。

第22条 学長は、病気その他の理由で成業の見込がないと認めたときは、当該研究科教

授会の意見を踏まえ、退学を命ずることがある。

第23条 他の大学の大学院へ転学又は他の研究機関に留学、就学を志願する者は、担当教授を経て、学長の許可を得なければならない。

第24条 本学大学院に転入学を志願する者があるときは、その志願する研究科に欠員のある場合に限り、教授会で選考の上、学長が入学を許可することがある。

第8章 学費その他の納入金

第25条 医学研究科又は看護学研究科に入学を志願する者は入学検定料として、3万円を納付しなければならない。

第25条の2 医学研究科に入学を許可された者は23万円、看護学研究科に入学を許可された者は20万円を納付しなければならない。ただし、看護学研究科博士前期課程から博士後期課程に進学する場合の取り扱いについては、別に定める。

第25条の3 医学研究科の学費は、授業料年額35万円、実習料年額15万円とし、看護学研究科の学費は、授業料年額48万円、教育充実費年額10万円とする。加えて高度実践コースに関しては実習料年額10万円とする。ただし、休学期間中の学費は、授業料相当額の在籍料とする。

2 前項に加え、聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生、特別研究生及び長期履修適用者の取り扱いについては、別に定める。

第9章 聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究生

第26条 削除

第27条 削除

第28条 削除

第29条 医学研究科において、1科目又は数科目の聴講を希望する者がある場合は、大学院生の学修に妨げのない限度において選考の上、聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講を希望する者の出願手続きは、別に定めるところによる。

第30条 本大学院に研究生制度を置く。

2 前項に定めるほか、研究生に関する取扱いは、別に定めるところによる。

第31条 削除

第32条 本大学院の特定の科目につき履修しようとする者がある場合は、選考の上科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生の入学資格は、大学卒業者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 履修を許可し得る科目については、1年度につき12単位以内とする。
- 4 科目等履修生として許可された科目を履修し、試験に合格した場合は、所定の単位を与えることができる。
- 5 前項に定めるほか、科目等履修生に関する取り扱いは、別に定めるところによる。

第33条 他大学の大学院生で、本大学院において授業科目を履修し、単位の付与を受けようとする者がある場合は、当該大学との協議に基づき、特別聴講生として受け入れることがある。

- 2 前項に定めるほか、特別聴講生に関する取り扱いは、別に定めるところによる。

第34条 他大学の大学院生で、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究生として受け入れることがある。

- 2 前項に定めるほか、特別研究生に関する取扱いは、別に定めるところによる。

第35条 聴講生、研究生、外国人大学院生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究生に関しては、本章に定めるほか本学則各章の規定を準用する。ただし、第7条、第8条及び第11条から第13条までの規定は、準用しない。

第10章 教員組織

第36条 医学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、医学部の教授、准教授、講師及び助教並びに大学院医学研究科専任の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。必要ある場合は、専門教授をこれに充てることができる。

- 2 看護学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、看護学部の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

第11章 運営組織

第37条 医学研究科に医学研究科長を置き、学長をもってこれに充てる。

- 2 看護学研究科に看護学研究科長を置き、看護学部長をもってこれに充てる。
- 3 医学研究科長及び看護学研究科長は、学長の統括の下、当該研究科に関する校務をつかさどる。

第38条 本大学院各研究科の教育研究に関する事項の審議期間として、それぞれに医学

研究科教授会及び看護学研究科教授会を置く。

2 各研究科に共通する事項は、大学協議会において協議する。

第39条 医学研究科教授会は、医学研究科長並びに第36条第1項に定める大学院の授業及び研究指導を担当する教授及び大学院専任の教授をもって組織する。

2 看護学研究科教授会は、看護学研究科長並びに第36条第2項に定める大学院の授業及び研究指導を担当する教授をもって組織する。

第40条 削除

第41条 医学研究科教授会及び看護学研究科教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

第42条 削除

第43条 削除

第44条 削除

第12章 削除

第45条 削除

第13章 その他

第46条 本学則に定めるもののほか、大学院生に関して必要な事項は、本大学学則を準用する。

第47条 本学則の改廃は、医学研究科教授会及び看護学研究科教授会の議を経て、理事会の承認をもって行うものとする。

附 則

1 第10条の規程は、第9条の規程による学位の授与のあった日の翌日からこれを適用する。

2 本学則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年11月22日改正)

本学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年5月10日改正)

本学則は、昭和43年6月1日から施行する。

附 則(昭和46年9月25日)

本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和55年6月1日より施行する。ただし、第8条の改正については昭和56年度入学生より適用する。

附 則

この改正は、昭和57年4月1日より施行する。ただし、昭和56年度以前より在学する者については、改正後の第23条の3の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和58年4月1日より施行する。ただし、昭和57年度以前より在学するものについては、改正後の第23条の3の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和61年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成元年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成3年10月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、第23条の規程は、平成7年度の入学者選抜試験から適用し、平成6年度以前から在学する者については、改正後の第23条の3の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

ただし、第23条の規程は、平成10年度の入学者選抜試験から適用し、平成9年度以前から在学する者については、改正後の第23条の3の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、第23条の3の規程は、平成15年度の入学者選抜試験から適用する。平成14

年度以前から在学する者についても改正後の第23条の3の規程を適用する。

附 則

この改正は、平成15年8月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年9月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成20年度以前より在学するものについては、従前の例（形態系専攻、機能系専攻、社会医学系専攻、内科系専攻、外科系専攻）による。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。ただし、長期履修に係る第4章第8条及び第8章第25条の3については平成22年度入学生より適用する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項第1号については平成23年度入学生より適用する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学生より適用する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、平成23年度以前より在学するものについては、改正後の第9条別表にかかわらず、なお従前の例による。改正後の第25条の3については、平成23年度当該学生より適用する。形態系専攻、機能系専攻、社会医学系専攻、内科系専攻、外科系専攻については在籍学生がいなくなるため平成24年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年5月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成29年7月11日から施行し、平成30年度入学生から適用する。

附 則

この改正は、平成30年12月11日から施行する。

(別表)

(医学研究科医学専攻)

授業科目			授業科目		
		単位数			単位数
解剖学	講義	4	内科学Ⅰ	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
生理学	講義	4	内科学Ⅱ	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
生化学	講義	4	内科学Ⅲ	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
化学	講義	4	内科学Ⅳ	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
薬理学	講義	4	眼科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
創薬医学	講義	4	皮膚科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
病理学	講義	4	小児科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
微生物学・感染制御学	講義	4	神経精神医学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
衛生学・公衆衛生学	講義	4	口腔外科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
法医学	講義	4	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
社会・行動科学	講義	4	産婦人科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2

一般・消化器外科学	講義 演習 実習	4 4 1 2	麻酔科学	講義 演習 実習	4 4 1 2
胸部外科学	講義 演習 実習	4 4 1 2	形成外科学	講義 演習 実習	4 4 1 2
脳神経外科学	講義 演習 実習	4 4 1 2	リハビリテーション医学	講義 演習 実習	4 4 1 2
整形外科学	講義 演習 実習	4 4 1 2	救命救急医学	講義 演習 実習	4 4 1 2
放射線医学	講義 演習 実習	4 4 1 2	統合講義 義	講	1 0
泌尿器科学	講義 演習 実習	4 4 1 2	基礎研究法実習	実習	1

(看護学研究科看護学専攻：博士前期課程)

授業科目	単位数	授業科目	単位数
国際保健	1	看護技術開発学演習Ⅱ	2
医療科学	1	移植・再生医療看護学特論Ⅰ	2
看護倫理	2	移植・再生医療看護学特論Ⅱ	2
看護学研究方法論	2	移植・再生医療看護学演習	2
看護現任教育論	2	がん看護学特論Ⅰ	2
看護理論	2	がん看護学特論Ⅱ	2
看護管理学	2	がん病態治療論	2
看護哲学	2	がん看護学援助論Ⅰ	2
フィジカルアセスメント論	2	がん看護学援助論Ⅱ	2
臨床薬理学	2	がん看護学演習Ⅰ	2
病態生理学	2	がん看護学演習Ⅱ	2
療養生活支援看護学特論	2	がん看護学実習Ⅰ	2
看護教育学	2	がん看護学実習Ⅱ	2
看護教育課程論	2	がん看護学実習Ⅲ	3
看護教育演習	2	がん看護学実習Ⅳ	3
看護技術開発学特論Ⅰ	2	慢性看護学特論Ⅰ	2
看護技術開発学特論Ⅱ	2	慢性看護学特論Ⅱ	2
看護技術開発学演習Ⅰ	2	慢性看護学アセスメント論	2

慢性看護援助論Ⅰ	2	老年看護学演習	2
慢性看護援助論Ⅱ	2	家族看護学特論	2
慢性看護学演習Ⅰ	2	周産期看護論	2
慢性看護学演習Ⅱ	2	母性看護学特論	2
慢性看護学実習Ⅰ	2	ウィメンズヘルス看護論	2
慢性看護学実習Ⅱ	6	周産期看護援助論Ⅰ	2
慢性看護学実習Ⅲ	2	周産期看護援助論Ⅱ	2
精神看護学特論Ⅰ	2	周産期看護演習Ⅰ	2
精神看護学特論Ⅱ	2	周産期看護演習Ⅱ	2
精神看護アセスメント論	2	周産期看護実習Ⅰ	2
精神看護援助論Ⅰ	2	周産期看護実習Ⅱ	4
精神看護援助論Ⅱ	2	周産期看護実習Ⅲ	4
精神看護学演習Ⅰ	2	小児看護学特論	2
精神看護学演習Ⅱ	2	小児と病気	2
精神看護学実習Ⅰ	2	発達障害看護論	2
精神看護学実習Ⅱ	6	小児看護アセスメント論	2
精神看護学実習Ⅲ	2	小児看護学演習	2
老年看護学特論Ⅰ	2	小児看護学実習Ⅰ	2
老年看護学特論Ⅱ	2	小児看護学実習Ⅱ	6

小児看護学実習Ⅲ	2	在宅看護学特論Ⅰ	2
地域看護学特論	2	在宅看護学特論Ⅱ	2
地域ケアシステム特論	2	在宅看護学演習	2
地域母子保健論	2	特別研究	8
地域看護学演習	2	課題研究	4

(看護学研究科看護学専攻：博士後期課程)

授業科目	単位数	授業科目	単位数
看護科学研究論	2	異文化看護論	1
看護学研究法応用論（保健統計）	1	療養生活支援看護学特論	2
看護学研究法応用論（実験法）	1	療養生活支援看護学演習	1
看護学教育開発論	2	地域家族支援看護学特論	2
看護学教育演習	1	地域家族支援看護学演習	1
英語論文演習	1	特別研究	8

大阪医科大学大学院医学研究科教授会規則

(平成23年4月1日施行)

(趣 旨)

第1条 この規則は、大阪医科大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第41条の規定に基づき、大阪医科大学大学院医学研究科教授会（以下、「研究科教授会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(組 織)

第2条 研究科教授会は、医学研究科長並びに大学院学則第36条に定める大学院の授業及び研究指導を担当する教授及び大学院専任の教授をもって組織する。

2 学長は、重要と判断する議事において研究科教授会に出席することができる。

(審議事項)

第3条 研究科教授会は、次に掲げる事項について学長が決定するに当たり、審議のうえ意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について、学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第1項第3号に掲げる事項については、学長が別に細則で定める。

(招集及び議長等)

第4条 研究科教授会は、医学研究科長がこれを招集し、その議長となる。

2 議長に差支えあるときは、あらかじめ医学研究科長が指名した教授がその職務を代行する。

3 研究科教授会は、原則として毎月1回招集する。ただし、医学研究科長が必要と認めるときは、臨時にこれを招集することができる。

4 やむを得ず研究科教授会を欠席する場合には、原則として委任状を提出しなければならない。

(審議事項等の通知)

第5条 研究科教授会の審議事項等は、あらかじめ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(議 事)

第6条 研究科教授会は、委任状を含めて構成員総数の3分の2以上の出席で成立する。

- ただし、委任状出席が全出席者の3分の1を超えた場合は成立しないものとする。
- 2 研究科教授会の議事は、出席者の過半数で決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 大学院医学研究科専任教員の適格性審査に関する議事については投票により行うものとし、研究科教授会構成員が投票権を有する。その方法等は大阪医科大学院医学研究科専任教員規程に定める。
 - 4 前項のほか、大学院医学研究科専任教員の適格性審査に係る手続等について必要な事項は、別に定める。

(構成員以外の者の出席)

第7条 医学研究科長が必要と認めるときは、研究科教授会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(大学院委員会)

第8条 研究科の運営を円滑に行うため、研究科教授会に大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(委員会)

第9条 研究科教授会に特定の事項を調査又は検討するため、必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、医学研究科長が委嘱する。
- 3 委員会の運営に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て別に定める。

(事務)

第10条 研究科教授会の事務は、学務部が担当する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、研究科教授会の運営に関し必要な事項は、研究科教授会が別に定める。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、研究科教授会の議を経て、理事会の承認が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

大阪医科大学 大学院医学研究科大学院委員会規程

(平成23年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、大阪医科大学大学院医学研究科教授会規則第8条の規定に基づき、医学研究科教授会の運営を円滑に行うために置く大学院委員会（以下、「委員会」という。）に関する必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学研究科長が指名する医学研究科教授会構成員 4名以上
 - (2) 大学院医学研究科教授
- 2 委員会に委員長を置き、前項第1号に定める委員の中から医学研究科長が指名する。
 - 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 4 委員長に事故があるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。
 - 5 委員に欠員が生じたときは、医学研究科長が後任委員を指名する。
 - 6 医学研究科長は、必要に応じて委員会に出席することができる。
 - 7 第1項に定める委員に加え、大学院委員会委員長が必要と判断した場合には、協議事項に応じて委員長が指名した者を委員会に出席させることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(協議事項)

第4条 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 医学研究科の管理、運営及び諸規程の制定、改廃に関する事項
 - (2) 大学院生の教育、研究に関する事項
 - (3) 大学院生の教育、研究に対する評価に関する事項
 - (4) 学位授与に関する事項
 - (5) 大学院生に関する事項
 - (6) 大学院入学試験に関する事項
 - (7) 研究生に関する事項
 - (8) その他、必要と認められる事項
- 2 前項に定める協議事項のうち、必要と認められる事項は医学研究科教授会において審議又は報告を行う。

(議事)

第5条 委員会は、委任状を含め委員の過半数をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決定する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、学務部大学院課が担当する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関する事項は、必要に応じて別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会及び医学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

なお、この規程の施行に伴い、大学院委員会内規は平成23年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年1月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年8月13日から施行する。

大阪医科大学医学部自己点検・評価組織委員会規程

(平成6年1月10日施行)

第1条 大阪医科大学の教育・研究及び診療水準の向上をはかり、社会的使命を達成するために、本学の活動状況について、現状を把握し自ら点検・評価することを目的として、自己点検・評価組織委員会(以下、委員会と言う)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項を審議し、実施する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針の策定に関すること
- (2) 自己点検・評価の実施項目の選定に関すること
- (3) 自己点検・評価の実施に関すること
- (4) 自己点検・評価のとりまとめ及び結果の評価に関すること
- (5) その他、自己点検・評価に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる職にある者を委員とし組織する。

- (1) 医学部長、教育機構長、研究機構長、病院長、図書館長、大学院委員会委員長、中山国際医学医療交流センター長及び、医学部長が推薦する教授
- (2) 事務局長
- (3) 総務部長
- (4) 財務部長
- (5) 学務部長
- (6) 広報・入試センター長

2 委員会が必要と認めた時は、委員会が指名する者を委員として追加することができる。

3 委員は学長が委嘱する。

4 第1項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 委員会に委員長を置き、教育機構長がこれにあたる。

6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

7 委員会が必要と認めた時は、委員会に委員以外の者を出席させ、説明あるいは意見を聞くことができる。

(議事)

第4条 委員会は委員の過半数の出席をもって議事を開く。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(報告)

第5条 委員長は、委員会で審議した事項及び評価した事項について、学長に報告しなければならない。

(実務)

第6条 本委員会規程第1条を達成するために、自己点検・評価項目に基づいて、学内の諸活動、諸組織の運営に関する点検・評価を実施・改善するにあたり、本委員会の下にPDCA委員会を置く。

(事務)

第7条 委委員会の事務は学務部学務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成6年1月10日より施行する。
- 2 最初に委嘱される第3条第1項の委員の任期は、本規程にかかわらず、平成7年3月31日までとする。
- 3 当初は教育・研究項目の自己点検・評価を行うものとする。
- 4 この規程の改正は、委員会において委員総数の3分の2以上の同意を得て行う。委員会がこの規程を改正した時には学長に報告し、その了承を求めるものとする。

附 則

この改正は、平成7年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成9年6月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年7月20日から施行する。

大阪医科大学 教育戦略会議及び研究戦略会議規程

(平成28年7月22日施行)

(趣 旨)

第1条 大阪医科大学（以下、「本学」という。）は、大学の使命の達成に必要な施策を立案するために、本学に教育戦略会議及び研究戦略会議（以下、「教育及び研究戦略会議」という。）を設置する。教育及び研究戦略会議は、学長が策定する教育研究活動の成長と活性化のための行動指針の策定及び活動に関して、P D C Aを展開する。

(目 的)

第2条 この規程は、学校法人大阪医科薬科大学理事会業務委任規則第5条第2項第1号の定める分掌に関する事項について、教育及び研究戦略会議の審議事項及び運営に必要な事項を定める。

(審議事項)

第3条 教育及び研究戦略会議は、「建学の精神」の下、国の大学振興、医療、研究や地方公共団体等の地域振興に関する施策等について本学への教育研究活動への展開が必要と判断した事項について、P D C A手法により審議する。

(運 営)

第4条 教育及び研究戦略会議は、原則として毎月1回以上開催する。

- 2 学長が招集し、その議長となる。ただし、学長が都合により参加できないときは、学長が指名する者が議長を代行する。
- 3 教育及び研究戦略会議は、必要に応じ当該会議の構成員以外の教職員に出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 教育に関する事項の審議は教育戦略会議、研究に関する事項の審議は研究戦略会議で審議することとし、それぞれの審議内容及び組織構成については、別に定める。

(公 表)

第5条 教育及び研究戦略会議において審議された内容は、学内W e bに公開するとともに、学生及び教職員全員が情報を共有し意見交換するために、適宜、F D & S D教育研究集会を開催する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、教育及び研究戦略会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成28年7月22日から施行し、平成28年5月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成29年9月26日から施行する。



大学基準適合認定証

大阪医科大学 殿

貴大学は平成25年度大学評価の結果本協会の
大学基準に適合していることを認定する

認定期間 自 平成 26 年 4 月 1 日
至 平成 33 年 3 月 31 日

平成26年4月1日

公益財団法人 大学基準協会

会長 納 谷 廣 美



第2018-016号



認定証

大阪医科大学 医学部 医学科 殿

医学教育分野別評価の結果 評価基準に
適合していることを認定する

— 認定期間 —

自 2019年2月1日 至 2026年1月31日

2019年2月1日

一般社団法人 日本医学教育評価機構

理事長 高久 史磨



大阪医科大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

(平成20年2月1日施行)

(目的)

第1条 大阪医科大学大学院（以下、「本学大学院」という。）は、本学大学院学則第3条の規程に基づき、教育・研究の質的向上を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(対象)

第2条 本学大学院が対象とするFDは、次の各号に定めた範囲とする。

- (1) 本学の教員の活動によるもの。
- (2) 本学が雇用する教育・研究の補助教職員の活動によるもの。
- (3) 本学の職員（嘱託職員及び契約職員を含む）の活動によるもの。
- (4) 委員会が認めた非常勤講師の活動によるもの。
- (5) 委員会が認めたティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントなどの活動によるもの。
- (6) その他、研究科長が特に認めたもの。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。なお、研究科長は必要に応じて出席できるものとする。

- (1) 大学院委員会委員長
 - (2) 研究科長が委嘱した者 5名
 - (3) 大学院委員会委員長が個別課題に応じて委嘱する者 若干名
- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 3 委員会に委員長を置き、大学院委員会委員長がこれにあたる。なお、委員長の任期は大学院委員会委員長の任期に準拠する。
 - 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 5 委員長に事故があるときは、第1条第2号より、研究科長が指名した委員がその職務を代行する。
 - 6 委員は、大学院委員会と兼務することができる。

(任務)

第4条 委員会は、教育・研究の能力向上、その他教育改善を図るため、次に掲げる事項を審議し、FD活動を推進する。

- (1) FD推進のための企画及び実施に関すること。
- (2) FDに関する記録及び報告書等の作成に関すること。
- (3) 大学院が取り組む教育改善に関する講演会、シンポジウム、ワークショップ等の支援に関する事項

(議 事)

第5条 委員会は委員の過半数をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決定する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ意見を聞くことが出来る。

(事 務)

第6条 委員会の事務は、関連部課の協力を得て大学院課が担当する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関する事項は、必要に応じて別に定めることとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会及び研究科教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

大阪医科大学SD基本計画
(平成30年度計画)

学校法人大阪医科薬科大学

1) 「職員研修に関する基本方針」について

本学では、教職員自身によるSSD (Staff Self-Development) なる自己研鑽・自己啓発を啓発しているところである。また、法人としても大阪薬科大学との法人合併に伴い、更なる教職員の能力向上を目指しており、対象者を事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含むものとした「大学設置基準等の一部を改正する省令（平成29年4月1日施行）」を踏まえた「学校法人大阪医科薬科大学職員研修に関する基本方針」の基本的事項を下記のように定め、平成28年度より実施している。

【平成30年度 大阪医科大学SD基本計画の方針と基本的事項】

<方針>

今後、さらに法人、本学において、多様な雇用形態による教職員数の増大が予想され、社会から大学への期待も大きくなる中で、ますます個々の職員力が重要になると予想される。教職員に求められる職能の多様化と高度化は、法人の発展だけではなく、ステークホルダーとの良好かつ円滑な関係を築く上でも必須で、そのための人材育成は欠くことが出来ない。限られた人的資源管理を適切に行うためにも、前年度の検討事項を踏まえ下記を特に注力する。

- 1) 所属別研修の実施状況の検証
- 2) e-ラーニングの推進
- 3) 法人内での共同開催研修の充実
- 4) 経営層など、階層上位の者への研修の実施
 - ・私立学校法、大学設置基準、医療法の再確認等の機会の提供を行う。
- 5) 自己啓発の支援

<基本的事項>

1. SDとは、教育研究、診療活動（以下、「教育活動等」という。）の適切かつ効果的な運営を図るため、職員が必要な知識及び技能を習得し、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（別に実施するファカルティ・ディベロップメント（FD）に関するものを除く。）を言い、その対象は、事務職員のほか教授等の教員や学長等の大学執行部、医療技術職員等とする。
2. SDは、以下の内容について実施するものとする。
 - (1) 学校法人の組織のあり方に関すること
 - (2) 各大学が定めるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの3つのポリシーに基づく各種取組に係る自己点検・評価と内部質保証に関すること
 - (3) 教育研究診療におけるマネジメントに関わる専門的職員の育成に関すること
 - (4) 大学改革、医療制度改革に関すること
 - (5) 学生の厚生補導の方法に関すること
 - (6) 業務領域の知見の獲得を目的とすること（総務、財務、人事、情報、企画、教務、研究、医事等）
 - (7) その他、法人及び大学の運営に関すること
3. SDは、大学、学校及び病院等の組織ごとに計画的に実施するほか、組織連携での実施や各組織内の部署単位での実施を可能とする。また、関連団体等が実施するセミナー等を活用することができるものとする。
4. 大学、学校及び病院等の長は、SD活動の推進に積極的に取組むとともに、毎年1月末日までに次年度に行うSDの実施計画を立てて理事長に報告し、了解を得なければならない。ただし、関連団体等が実施するセミナー等に係るものについては、その都度、理事長に了承を求めることができるものとする。
5. 理事長は、各組織のSD実施計画のうち、共同実施が好ましいものについて調整するほか、法人全体として実施する必要があるものについて企画、実施することができるものとする。

2) 大阪医科大学の実施計画

No	研修名等	対象者	担当	実施計画スケジュール (月)															
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1	新入職員研修 (フォロー研修 等)	新入職員	人事企画研修課	→						→									
2	ロジカルシンキング研修	入職2~4年目の職員等				→													
3	問題解決研修	入職2~4年目の職員等								→									
4	若手職員フォロー研修	入職5年目の職員					→								→				
5	コーチング・部下指導研修	管理職						→											
6	昇格者研修	昇格者												→					
7	事務局管理職 SD 会議	管理職		企画課	→														
8	人権研修	全職員	人権教育推進委員会 (人事課)												→				
9	ハラスメント研修	全職員	ハラスメント等防止委員会 (人事課)											→					
10	コンプライアンス研修	希望者	コンプライアンス委員会 (人事企画研修課)											→					
11	メンタルヘルス・セルフケア研修	希望者	人事企画研修課	→															
12	新任評価者研修	昇格者、新任評価者等														→			
13	IT リテラシー研修	希望者	情報企画管理部				→												
14	学校法人大阪医科薬科大学職員研修に関する基本方針に係る研修 ① 組織のあり方 ② アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの3つのポリシーに基づく各種取組に係る自己点検・評価と内部質保証 ③ 教育研究診療におけるマネジメントに関わる専門的職員の育成 ④ 大学改革、医療制度改革 ⑤ 学生の厚生補導の方法 ⑥ 業務領域の知見の獲得 ⑦ 専門的職員の育成 SD ⑧ その他、法人及び大学の運営	全職員	①③⑥⑦ 人事企画研修課、企画課 ②⑤ 学務部 ④ 学務部、病院事務部 ⑧ 総務部														→		
15	F&SD「教育研究会集」	全職員	学務部			→											→		
16	医療安全対策室のSD活動		医療安全対策室															→	
17	医学部のSD活動	教員	学務部															→	
18	看護学部のSD活動																		→
19	大阪医科大学附属病院のSD活動			大阪医科大学附属病院	病院事務部														→
20	三島南病院のSD活動			三島南病院	三島南病院														→
21	健康科学クリニックのSD活動			健康科学クリニック	病院事務部														→
22	高槻中学校・高等学校のSD活動			高槻中学校・高等学校教職員	中学・高校事務部														→
23	大学コンソーシアムでのSD研修会 (大阪、京都)	全職員	学務部、人事企画研修課														→		
24	日本私立大学連盟会議	執行部層	総務課														→		
25	日本私立大学連盟研修会	全職員	人事企画研修課														→		
26	JMA 大学 SD フォーラム																	→	
27	他大学のSD公開講座への参加																	→	
28	SMBC ビジネスセミナー																	→	
29	e-ラーニング「ELNO」				利用受付：人事企画研修課														→